

令和6年第1回松島町議会定例会会議録（第4号）

出席議員（14名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	中島一都君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	佐藤進君
企画調整課長	佐々木敏正君
町民福祉課長	安土哲君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	岩渕茂樹君
水道事業所長	櫻井和也君
危機管理監	田瀬高広君
産業観光課専門官	赤間隆之君
建設課参事兼建設班長	梁川秀幸君
総務課総務管理班長	相澤光治君
教育長	内海俊行君

教 育 次 長	千 葉 忠 弘 君
教育次長兼教育課長	蜂 谷 文 也 君
選挙管理委員会事務局長	千 葉 知 道 君
監 査 委 員	丹 野 和 男 君
産業観光課観光班長	酒 井 文 明 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 千 葉 浩 司 主 査 清 水 啓 貴
次 長 熊 谷 直 美

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 6 年 3 月 6 日 (水曜日) 午前 10 時 00 分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〳 第 2 議案第 2 号 第 4 期松島町障がい者計画について
- 〳 第 3 議案第 3 号 松島町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画について
- 〳 第 4 議案第 4 号 松島町観光振興計画について
- 〳 第 5 議案第 5 号 松島町特別会計条例の制定について
- 〳 第 6 議案第 6 号 松島町監査委員条例及び松島町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 〳 第 7 議案第 7 号 松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 〳 第 8 議案第 8 号 松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〳 第 9 議案第 9 号 児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 〳 第 10 議案第 10 号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 〳 第 11 議案第 11 号 松島町介護保険条例の一部改正について
- 〳 第 12 議案第 12 号 松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 〳 第 13 議案第 13 号 松島町水道事業給水条例の一部改正について
- 〳 第 14 議案第 14 号 指定管理者の指定について

- 〓 第15 議案第15号 令和5年度松島町一般会計補正予算（第8号）
 - 〓 第16 議案第16号 令和5年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - 〓 第17 議案第17号 令和5年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）
 - 〓 第18 議案第18号 令和5年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）
 - 〓 第19 議案第19号 令和5年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第2号）
 - 〓 第20 議案第20号 令和5年度松島町水道事業特別会計補正予算（第3号）
 - 〓 第21 議案第21号 令和5年度松島町下水道事業会計補正予算（第3号）
 - 〓 第22 議案第22号 令和6年度松島町一般会計予算
 - 〓 第23 議案第23号 令和6年度松島町国民健康保険特別会計予算
 - 〓 第24 議案第24号 令和6年度松島町後期高齢者医療特別会計予算
 - 〓 第25 議案第25号 令和6年度介護保険特別会計予算
 - 〓 第26 議案第26号 令和6年度松島町介護サービス事業特別会計予算
 - 〓 第27 議案第27号 令和6年度観瀾亭等特別会計予算
 - 〓 第28 議案第28号 令和6年度松島町水道事業特別会計予算
 - 〓 第29 議案第29号 令和6年度松島町下水道事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（色川晴夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員が13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回松島町議会定例会を再開します。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、9番阿部幸夫議員、10番今野 章議員を指名します。

日程第2 議案第2号 第4期松島町障がい者計画について

○議長（色川晴夫君） 日程第2、議案第2号第4期松島町障がい者計画についてを議題とします。

議案の説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。1番菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 障がい者計画についてですね、1点確認なんですけど、前回の全員協議会的时候には資料として併せて障がい福祉計画と障がい児福祉計画の資料も添付していただいていたんですけど、今回は議会のその2つに関しては議決が必要ではないということで、添付していないというのは承知しているんですけど、この3つの計画に関しては、策定時期を合わせて整合性を図るとありますので、障がい者福祉計画の中の前回、全員協議会でもちょっと質問をさせていただいたことについてちょっと再度確認させていただきたいんですけど、福祉施設から一般就労までの移行に関する目標数値が50%というところがちょっとよく分からないというので、説明を、この間質問をさせていただいたんですけど、これなかなかちょっと腹落ちしなくて、自分でもいろいろ調べたんですけど、この数字に対しての分母が就労移行支援事業施設の数ということだったんですけども、松島町内には就労移行支援事業所が1件もないので、どうやって計算してもこうゼロ%になってしまうなと思って、せっかくこの3年間の計画で目標値を設定しているのに、これどうやっても達成できないということになっちゃうので、この辺を6年度の期が替わるタイミングで見直したほうがよいのではと思う

のですが、その辺をちょっと改めてご説明をお願いします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 今、菅野議員、お話しあったとおり、松島町にその事業所は存在はしないんですけれども、ほかの市町の取扱い方と整合性を図りまして、実際に就労移行される方の人数等を踏まえまして、ほかの他市町の事業所を使用して50%という数をこちらのほうに計画目標値のほうに掲げさせていただきました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 1 番菅野議員。

○1 番（菅野隆二君） はい、ありがとうございます。

他市町村の事業所を使った場合っていうところで、利用終わってから就職して、一般就労した数が50%というところになってくるとは思うんですが、その事業所が幾らあるかというところがその辺、調べるって難しいなと思ったんですが、どのように調べるかっていうところだけもう一度お願いします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 他市町、いわゆる2市3町のほうにある、事業所数につきましては、明確にちょっと今ここでお答えできないので、可能であれば、予算分科会のほうでその数を報告させていただければと思います。

ただし今後、議員ご存じのとおり、令和6年の10月から、就労選択制度が導入されますので、それによりまして、福祉計画サービスを受けた方が、就労A、就労B、どちらに適切なのかっていうアドバイスをいただけることによって、就労率が上がっていくものではないかというふうに期待しておりますので、そういった制度も広めるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1 番（菅野隆二君） 詳しい数はもちろん分科会とかでもちょっと確認は、私はちょっと違うんですが確認、委員の方をお願いをするんですけれども、この項目、今、お話しあったんですが、A型、B型就労継続ではなくて、これ多分、就労移行支援事業所だけなので、ちょっと今は違うと思うんですが、その辺も含めてちょっとお願いします。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 継続と支援、確かに違います。確かに前段でそういった就労A、

就労Bを経て、就労移行に行くってということも踏まえまして、そのように回答させていただきました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） はい、分かりました。また、分科会のほうでまた改めて数字のほうはお願いします。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）今野 章議員。

○10番（今野 章君） 私はもう、あまり障害者の問題、詳しくないので教えてほしいんですが、この計画書18ページに、アンケート調査の結果があります。③で、希望する暮らしを送るために必要な支援についてということが書いてありまして、その中で一番パーセントの高いのが、経済的な負担の軽減だと、こういうふうになつているわけですが、こういう不安に対して、具体的な対策というものについて、計画の中ではどんなふうに位置づけられているのかということをお聞きをしたいということと。

もう一つ障害者医療費の助成制度ですね、県との関わりだと思いますが、窓口のやっぱり医療費無料化、これはまだ実現できていないのかなあと、こんなふうに思っております。やっぱり早期に現物給付化を図っていくということが、こうした障害者の経済的不安を取り除くという上でも、1つ一助になるのかなと思いますので、現況とこれまでの取組、今後の取組等について、どんなふうにご考えておられるかお聞きをしたいと思っております。

○議長（色川晴夫君） 答弁、安土課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 希望する暮らしを送るために必要な支援については、やっぱり経済的なところが大きいというお話を受けまして、これは前回の計画から継承しているところでもあるんですが、基本目標の概要版ですと、2ページにあります地域で安心して暮らし続けることができるまちの中に、やはり相談支援体制の強化という部分で、私たちは行政と併せて補っていかなければいけないのかなと思っております。前回の議会全員協議会の中でも、ニーズがあるかないかを把握しかねるという話を私もさせてもらったかと思っております。それが障がい者計画のパブリックコメントの中にも、その声なき声をどうやって拾い上げていくかというのが大切でしょうというようなお話もいただいておりますので、今自分たちが知り得る手法では、周知を図っています。例えば福祉サービス制度にこういうものがあります。それを知り得てないがために、なかなか経済的負担がかかっていると、そういった広め方というのを、できれば同じ生活圏域の2市3町、宮城東部のほうでしっかりと共有して広め

ていきたい、そういったことの積み重ねを行っていききたいと思っております。ちょっとまだ足りないところもありますが、いろいろな手法を考えてみたいと思っております。

あわせて障害者医療費助成の窓口の償還払いを、今後改善していく、現物給付にできていかなきゃいけないのかということも同じ認識でおるんですが、町単独でその事業を現物給付に切り替えるのがなかなか困難でして、やはり町村会等、あと宮黒町村会等から、同様に要望を出させていただいているところですが、実施するよといったようなお答えはまだ県からいただけていないので、繰り返しになって大変申し訳ないですが、粘り強く要望していききたいと考えています。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） いわゆる経済的な不安という問題で、お話し、いろいろ探しながら対応するということになるんだろうと思うんですが、実際問題として、例えば授産施設で働いたという場合の労賃なんかかなりまだまだ低い状態にあるのかなあと、とてもそれで生活できるような状態ではないと思うんですが、そういったものの労賃等の引上げ対策なんかについてはどんなふうに取り組まれているのか、その点についてお伺いをしたいということと。

それから助成制度については大分前からこれ申し上げていて、なかなか実現をしていないと、こういう状況ですよね。これ全国的に償還払いになっているというのは、もう全国でも6県ぐらいしかもう残ってないんですよ、その中の宮城県が1つということですので、この辺は、やっぱり知事の考え方もあるんだろうなと思うんですが、ぜひ各町村でご意見をまとめていただいて、早急に実現をしていただくということが必要だと思いますので、この点については、ご要望ということにさせていただきますが、最初の働きかけですね、やっぱり労賃低過ぎるんじゃないかと思うので、その辺の取組状況があればお聞かせをいただきたい。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 計画のほうの63ページに少し掲げさせていただいておったんですけども、受注の拡充等への支援というのが一番最終的には労賃の引上げにつながっていくんじゃないかと思います。些少なから松島町自体でも、例えば勤労青少年ホームセンターだったり、品井沼改善環境センターなどの業務委託をお願いしたり、そういった機会を増やしまして、併せて地元企業の簡易包装だったり、パッケージングの作成についても請け負っているというようなPRも継続して取り組んでいききたいと思っておりますので、そういった機会が増えるように努めていききたいと思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） ちょっと2点目なんですけれども、この計画書の46ページですか、地域活動支援センターのことについて述べてありまして、日中一時支援事業週4日実施して、有効活用ができているということで、大変よいことだなと、こう思うわけですが、今後については事業の拡充を図り、体制強化を図りますと、こうあるんですが、これ新年度から何らかの予算措置が取られているのかどうかですね、その辺についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 日中一時支援事業につきましては、複数年契約ということで、予算額につきましては令和5年度と同様の額となっております。ただし、取組としまして、就学前の子供たちで幼稚園、保育所に入る前に、その場に慣れようというような子供たちの機会を今創出しておりますが、いわゆる多動だったり、まだはっきりしていないですけれども発達障害かもしれないと、そういう形の親のいろいろな取組を共有する場として、数はなかなか減らず、反対に、子供が減っているのに同数で推移しているという状況がございます。ですので、その時間が1日、子供たちが大変かもしれませんが、午前の部、午後の部みたいな取組をできるか、それは業務委託料が一緒ですので、その機会を増やすと、委託料も増えますので、日にちによって変えるなどの取組をちょっとしてみようかという打合せをですね、ちょっと今しているところでございます。これにて効果が出るか、使いやすいかどうかですね、反対に利用者からお声をいただいて、その対応をちょっと考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 簡単に言うとそうすると、取組は充実を図る方向、体制強化を図る方向であるけれども、予算的には増額や何かの措置を取られていないということでもいいということですね。はい、分かりました。

それで、次に、54ページですね、安全安心な生活環境づくりということでバリアフリー化等による移動しやすい環境の整備ということであります。これについては、バリアフリー化をする範囲が大体計画されているのが、海岸地域、海岸地区を中心とする計画を対象として、そういった範囲では、多分バリアフリー計画がそれなりの形で進んでいますと、こういうこ

とになると思うんですが、実際のところ多くの町民の皆さんというのは、高城だったり、海岸だったり、海岸じゃない磯崎だったり、本郷だったり、その他の行政区のところにお住まいになっている方もたくさんおられるわけなので、全町的にバリアフリーというものを考えていく必要があるんじゃないかと思うんですが、これ読むとね、もう既におおむね完了しているという形になってしまっていて、いかななものかなという気がして読んだものですから、今後の町内におけるバリアフリーというものに対する考え方をもっと積極的な位置づけにすべきではないのかな、こんなふうに思った次第です。その辺どうなのかなあということ。

それと関わって町内の一番は、車椅子等でも四肢が不自由でも安全に歩いたり、歩行したり何だりできるということの道路状況をつくったりということもあると思うんですが、あと、私言われた中では、例えば、公園等に車椅子でも入れるような施策をぜひ講じていただきたいとかね、そんなことも障害を持っている方の中にはあるようなんですね。

ですから、バリアフリーといったときに海岸地域だけじゃなくて、町内、全町的にもう少し積極的に考えてほしいと思うんですが、その辺についてはどんなお考えをお持ちなのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） バリアフリーにつきましては、ちょっと年度は忘れちゃけれども、震災前でなかったかなということで、宮城県なんかと一緒に、道路管理者ですね、県の道路管理者なんかと一緒に、町内バリアフリーについてのいろいろな課題とか、検討箇所とか危険箇所、様々調査させていただいた経過があります。そうした中で実際事業として動いていたのは国道45号線ということでもあります。そういう中で、今言ったバリアフリー、これは道路もあります。それから、我々松島町として公共施設もあります。それから今、公園ねという話もありました。そういうことでこれは確かに今課題として取り組んでいかななくちゃいけない事項であります。

ただ、正直言いまして、どういうふうにして、事業とあと管理者といろいろありますので、今あったお話とかなんかを踏まえて、やっぱり道路管理者、公共施設管理者といろいろこの辺も今度は、公共施設の管理ということで、また、バリアフリーという考え方でまた取り組んでいかななくちゃいけないのかなと。

1つの例で言いますと今、ちょっと対応したというのが、特別会計になりますけれども、観瀾亭のトイレ、トイレに行くのにも、その辺のここだと土の上でしか行けないと、そういう

ことも行けるようにしましょうかと。考え方としては松島町も何か施設を造るなり、道路を造るときは、バリアフリーを加味した状態で取り組んでおりますので、これは全体的なものとして考えていきたいというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 公共施設等については大分ね、バリアフリーという点では進んできている部分があるのかなというふうには私も認識はしているんですが、何せ歩道等ですね、狭かったりとか、凸凹だったりとか、やっぱりそういうところを歩いたり、車椅子で移動したりとかというのは、なかなか大変な部分もあると思いますので、ぜひそういったものも含めて、予算というものは当然あるわけですから、ぜひその辺も含めて、毎年度考えていただければなというふうに思いますので、その点についても、計画の中でできるだけ位置づけてもらえればなどは思っているんですが、ぜひ執行部のほうでも、その辺は心にとめていただいて、できるだけ実現を図っていただくようお願いをしておきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間でございます。

私のほうからは、この障害者支援の充実の観点ということで町長から提案説明あった中の2つ目の項目に当たっていますけれども、この計画書の添付されています資料編なんか、アンケートの実態把握なんかからもちょっと読み取ってみますと、おおよそ456名の方からだったと思いますけれども、アンケート回答を得ているようですけれども、その中に、問いの35ないし36についてということで、視察の展開についての設問が入っていました。その中でとりわけ気にとめたのが、役場の相談窓口や相談支援事業所の相談しづらいという部分に、結構ウエイトが発して設問に答えられていると。いわゆる、その部分の理由として人目が気になるだとか、1か所で相談が終えないだとか、あるいは窓口対応での不親切さが目立ってなかなか相談行きづらいといったような答え方で出ていたようです。

それで計画書の44ページないし45ページを見まして、町の取組の実態と対応について描かれています。改善しようとする点とか、あるいは、特に相談しやすい環境づくりという面で私のほうから1点お伺いさせていただきたいと思っておりますので、その辺のお答えをよろしくお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 82ページの資料編にありますこのアンケートの結果を踏まえま

して、いわゆる一般的な窓口の対応としては、私たちとしては、ベストをいつも尽くしていると思いつつ足りないところがあるんだなというような改めて認識をしています。やっぱり相談しづらい感情、思わせるということは、私たちのほうも足りない部分があるんだろうと、話しづらい案件につきましては、個室のほうに移動してもらうなどの配慮もしたり、または実施していることをちょっと伝えますと、やはり伝えることが不慣れな、例えば視覚障害者だったり、聴覚障害者の方に対応するための音声筆談器だったり、音声拡大機なども設置してはみました。そういったことの積み重ねで自分たちの対応も次の計画時には改善されているという結果が出るように努めていきたいと思えます。

あわせて令和4年度から身体障害者福祉協会が、障害者福祉協会ということで名前を変えました。これは精神、知的、身体の3つの障害をまとめて障害者福祉協会にしよう。ただ、今まで障害をお持ちの方で組織しておったんですが、その中に社会福祉協議会と松の実福祉会、松島のかぜが入っていただきましたので、その方たちが役員になっていただいて、そういったサービスだったり、情報をもっともっと行政以上に行き渡るように、ちょっと組織を改編してみましたので、そういった影響もよく出るようにというふうに踏まえまして令和6年度この計画に基づいて進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 今答弁いただいたので大体、そういった対応を進めていくんだと、計画期間が何分令和6年から令和11年、5か年ということで、年度途中でも、もし、改善の余地があれば、そういった環境を整えて、充実させていただきたいと思えますし、このアンケートに答えた方の年齢構成なんかを見ますと、既に60代からの方々がおおむね7割以上超えているような回答者の年齢構成になっていたようでしたので、そういったことも見合わせますとね、その方々が、障害を負ってから、今日まで、それだけの年数を経ると、なかなかそういった環境になじめない、あるいは、なじまない形でずっと育ってきた環境だったのかなあという思いもありますから、その辺の理解等も含めて見守ってくださっている家族だとか、その関係者の方々に対しての啓発とともに、そういった方の理解を得るような算段というか工夫も1つ必要ではないかというふうな思いで読ませてもらいました。

この障がい者計画書をつくるに当たって、いろいろ検討委員会のメンバーの皆さんとかいろいろ見てみますと、知っている方々もいて、一生懸命努力されて、今後の松島町の障害者に対する計画がよりよい方向に進めばという思いで一個発言させていただきました。どうかひとつよ

ろしくお願いします。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですね。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第2号第4期松島町障がい者計画については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 松島町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について

○議長（色川晴夫君） 日程第3、議案第3号松島町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。1番菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） こちらのほうで介護保険料に関して現在の基準額、8期の基準額、6,600円から6,400円と、月額200円下がっているのよかったですなというところではあるんですが、第9期のほかの市町村の基準額がどうなるか分からないんですが、この第8期の中に当てはめた場合でもこの200円下がった6,400円だとしても宮城県内の35市町村で上から3番目に高いという金額になっていますので、もちろん十分なサービスを受けることができているという側面ももちろんあると思うんですが、この辺の現状を、趣旨をどう受け止めているのかというところを改めてご説明いただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 第8期、上がり幅が第7期から1,000円ということで、大分上がったことに対して町民の皆様方も戸惑いを持たれたということも承知しておりますし、

私たちも、第8期がどのように給付がされていくのだろうということで、動向を大変気になるところでございましたが、大変予測に反して給付費が伸びなかったということもありまして、今回、一度1,000円上げさせていただきました保険料を、基準額ということでは200円を減額させていただいたところがございます。現在の時点では、県内の市町村の保険料としては、全て公になったものではございませんが、調査の段階で、大きく示された段階では、まだ上のほうではなく6,400円という金額は、おおむね真ん中のあたりということの進捗ということで把握しております。

今回は、3年間の中で、財政調整基金を4,420万円ほど活用させていただいてのものです。3年後の財政調整基金の残高が、どれだけになるのかということと、それから給付費が、また9期の段階で、コロナ禍の前のような給付費の伸びになるのか、それとも、第8期のような給付費の推移になるのかということ動向をちゃんと見据えまして、第10期に備えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） はい、ありがとうございます。

今のご説明でもあったんですが、それに関連して、財政調整基金4,421万円というところではあったんですが、第8期のときに2,700万円の取崩し額で、前回の全員協議会のときは3,200万円で、ちょっと上がったなと思ったんですが、今回また4,400万円で、随分上がっているなというところもあったんですが、もちろん標準給付費見込額と地域支援事業費の見込みというものは8期のときよりももちろん下がっているというところではあるんですが、その中で、財政調整基金を4,400万何がしというところを取り崩して抑えているというところではあったんですが、これ、これまで私も単純に受け止めて、このままで今後高齢化が進んでいく中で、これ維持できるのかなという不安がちょっとありまして、その辺がどういいうところのお考えなのかというところを改めてご説明をお願いします。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 3年間で4,400万円ほど取崩しを計画しておりますけれども、3年後の財政調整基金の残高を見据えてこの金額を設定しております。今年度の財政調整基金の残高を予測いたしまして、それから4,400万円を使わせていただいて、3年後どうなっているのかということで金額を設定して、無理のない範囲であるということ判断いたしまして、この財政調整基金の金額といたしております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番(菅野隆二君) はい、ちょっとということは計算してしっかりやっているので問題ないという認識で大丈夫なんでしょうか。その辺、ちょっとすみません、私もちょっと理解できなくて、もう一度お願いします。

○議長(色川晴夫君) 齊藤課長。

○健康長寿課長(齊藤恵美子君) すみません、説明が下手でご理解が、説明不足なんだと思いますが、毎年財政調整基金の残高を台帳化して管理をさせていただいているんですけれども、もちろん、計算をして保険料の額によってどのくらい、財政調整基金を活用するのかわからないのかも含めて、どのくらい取り崩すのかということの計算を行った上での数字となっております。

○議長(色川晴夫君) 分かりました。菅野議員。

○1番(菅野隆二君) やっぱり勉強しておけばよかったなと思うんですが、すみません、これ、ということは、財政調整基金の残高が多かったから、今回は4,500万円ぐらい使えるんですよということなので、これは、例えば、第10期だったり、10年後、20年後も大丈夫な見通しがありますよという認識で大丈夫ですか、もう一度だけすみません。

○議長(色川晴夫君) 齊藤課長。

○健康長寿課長(齊藤恵美子君) 10期、11期まではちょっと見据えていないんですが、最低でも9期の間では、3年後の財政調整基金の残高としては十分な額を残すということで設定しております。まだまだ大丈夫かということであれば、基金は使えば使うほどなくなっていくものだと思いますので、その辺、慎重に3年間の計画の中で、3年、3年そのために計画を実施して、保険料もその都度設定させていただきますので、見直しをさせていただくということでございますので、今後もどんどん4,400万円ずつ減っていくものではなく、3年間でどのくらいを使うかというふうにご理解をいただければと思います。

○議長(色川晴夫君) 菅野議員。

○1番(菅野隆二君) はい、分かりました。

そうですね、基金なんで取崩ししなければいけないで越したことはないとは思いますが、ぜひ今後も継続して維持できるように、ちょっと私ももうちょっと勉強してまた改めてお聞きすると思うんですが、今の段階では、はい、分かりました。ありがとうございます。

○議長(色川晴夫君) ほかに質疑ございませんか。赤間幸夫議員。

○7番(赤間幸夫君) 7番赤間でございます。

私のほうからは、この計画書の29ページから随時、見させていただいて質問させていただき

たいと思います。

まず、29ページに、高齢者福祉事業の実施状況の欄がありまして、令和5年度見込みで見ますと、気にとめたのは、避難行動要支援台帳の整備の状況の欄があるんですけども、この部分が年々減っていっているケースになって、令和6年度以降はというふうに、あと見ていくことになるんですけども、この辺のはかりとしては、どのような数値で1,052が令和3年、令和4年が1,000、令和5年の見込みとしては980というふうになってきています。その辺ちょっと教えてください。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 令和3年度から令和5年度は、第8期の期間中の実施なんですけど、コロナ禍によりまして避難行動要支援者名簿で同意をいただく際の同意のお勧めの訪問ができなかったという状況がありまして、この台帳では整備の人数が減っております。今後、令和6年度以降は、そういった活動を増やしていきたいとは思いますが、なかなかちょっとその辺、困難なところもありますけれども、努力はして、同意をいただくような働きかけは、今後も続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） ぜひとも、今年1月1日から、能登半島沖の地震なり、あるいは自然災害としても予想だにしないような自然災害が発生するというふうな状況なってきましたと、この避難行動要支援台帳の役割というのは大きな利用価値を持って、地域の生活者の皆さんのね、応援協定、応援なんかが必要になってくるときに民生委員の皆さんはじめ、そういった方々の情報が必ずや必要になりますからね、ぜひとも令和6年の当初から、再度、その辺は台帳登載者を募るというふうな行動に徹していただきたいなと思います。

さらに、一方では、宅配給食、夕食サービス関係は、年々これは逆に増えていっていると、松島町の高齢化率に即した形で増えていっているのか、あるいは1人、あるいは2人の高齢者世帯の世帯数の増加に伴って右肩上がりが増えていっているかなというところではありますが、いかんせんその高い供給サービスをしてくださる事業者さんもその辺がどうなのかなという見通しも含めて今、町のほうの捉え方というか考え方をお知らせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 先ほどの避難行動要支援者の同意の説明とは反しまして、この期間は逆にやむを得ず自宅で過ごす時間が増えましたので、こういった宅配の食事を望む

方が増えたのかなという評価はしておりますが、今後も増えるのだとすれば、やはり今、町が行っております事業が、ずっと同じ方法で行うということよりは、今の時代に即した方法がもっとほかはないかということで、実は、今年度、県内の自治体がどのように、どんなところに委託をし、そして、調理業者はどういうところに頼んでいるのか、自己負担は幾らなのかということの調査をいたしまして、これからの参考にさせていただきたいというふうに思っておりましたが、地域性によって、必ずしもほかの地域と同じようなサービスを提供できるということではないにしても、やはり町内の業者さん、それから町内の事業者さんなどのご協力を得ながら町の事業として、その食の安全といいますか、高齢者の皆さん方の食を維持するということでは、継続的にいろいろな情報を収集してまいりたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） ぜひともよろしくお願いします。

表の下から上に上がっちゃうので申し訳ないですが、最後に、ひとりぐらしの老人等の緊急通報システム、これまた、再々ですね、設置とか、申込みとか、いろいろな手法で増えたり減ったりはしておるんですけども、令和5年度見込みで25台というふうになってはいますが、お伺いしておきたいのは、予備ストックというんですかね、そういったものはどのくらいお持ちで、いざ短期間でもより想定に対応できるような体制を組んでいるのかどうかをちょっと確認させてください。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） できれば、この事業は長期的に使っていただくことを想定して、例えば2か月だけとか、3か月だけというようなご利用は今のところお控えいただくようお願いはしているんですが、以前のように、予備の機器を町が持つことなく、業務委託をしている事業者さんが、その都度、提供というか、貸与していただくような委託の中身になっておりますので、町は特に機器を今は保有しておりません。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） はい、分かりました。

それでは次に、前段の菅野議員からも質問あった項目にも関わってくる話なんですけど、いわゆる介護保険料の部分について二、三お尋ねさせてください。

といいますのは、先ほどいわゆる介護保険事業会計が持つ財政調整基金、今回、3か年でですけれども、これ4,120万円ほどの数字が挙げられて、今後、令和6年から令和8年まで、そ

れでもって取崩し等各年次にあてがいながら進むという読み方読みだろーと思えますけれども、今現在、令和5年度末の見込額で見ていくと、財政調整基金1億8,700万円台の数字かと思うんですね、介護保険事業関連の。そうすると、まず、4分の1程度、今後3か年に、令和6年から充てる数字になっていくというふうな見通しであります。先ほどちょっと説明を聞いていたら、将来的な財源の見通しについても、第9期、10期ぐらいまではちょっと足がかり的に見えるのかどうか分かりませんが、それ以降は見通し的には考えていないような答弁だったような気がするんですけども、その辺の捉えをもう一度だけお知らせいただけますか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 令和5年度の末の財政調整基金残額の見込みなんですが、皆さん、ご興味のあるところだと思うんですけども、現在のところ担当課で把握しておりますのは、令和4年度の余剰金5,300万円もございますので、2億3,000万円ほど残高を見込んでおります。ですから、その残高から3年間の4,400万円を差し引きますと、増減はあるかと思えますけれども、3年後には1億8,000万円から9,000万円ほど見込んでおります。

それで十分なのかということだとは思いますが、皆さんがご心配されているのは、10期、11期まで大丈夫かということになると思うんですけども、まずは3年間、3年後に、財政調整基金がこれくらい必要だろうというような残高をもって、今回の取崩額を決めさせていただいているところでございます。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） 議案の第11条のほうに、この介護保険料に関わる条例の一部改定が、この後、また審議対象になるわけですが、今、この計画書に基づいたのみでね、私ずつと見させてもらってのお話をさせてもらえば、この財政調整基金たるものの介護保険料に充てる、いわゆる介護保険事業内の財政調整基金自体が、こういった場面で使う予定財源として見込んでおられるのかと、例えば今回のように、今後3か年の第9期の介護保険事業計画を立てるに当たって補填策だったり、基準額を幾ばくでも町民負担の部分で軽減措置をするから取り崩して充てるんだよだとかね、あるいはいろいろ予測されているといいますかその絡みを今現在、松島はこの財政調整基金自体をどのように捉えているのか、ちょっとお知らせいただけますか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 町は3年間介護給付費がどのぐらい使われるだろうという予

測を基に保険料を幾らぐらいが望ましいのかということ算定し、保険料と国、県、町で賄われている介護保険事業が、計算どおりにいけば、財政調整基金は動かないものと大まかには動かないものと思っております。ただ、不測の事態があって介護給付費の伸びが大変あったときに、基金があって、そこから活用できますとか、あとは違う、介護保険給付費以外のもの介護保険の事業を行わなければならなくなった際に、そういった活用ができるかと思っております。財政調整基金は幾らでもどんどんためていけばいいというものではなく、やはり赤間議員おっしゃるとおり、保険料が少し高めであった場合には、そこから少し活用して、町民の皆さんの保険料の負担を少しでも緩和するというような役割もできるかと思っておりますので、様々な活用の仕方があるのではないかと考えております。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） それで、これぐらいにしたいと思いますが、私は今日この介護保険計画に関わっての質問の焦点というか、一番の着目点は、今、健康長寿課長が答弁されたし、私も財政調整基金の見通しなり、この使われ方、あるいは使い方としての部分で最終的には町長の政治判断的などころもあるんだろうなと思っております。先ほど、やはり周りの市町村、気にしなくてもいいということではありますけども、やっぱり上位から5本の指に入るような状態ではちょっと困るなというところもありますし、町民の皆さんに聞かれたときに何と答えるかなあというところもありますから、その辺も含めてなんですが、町長のさじ加減一つで変わり得る基準額というかね、そういったものもありますからね、その辺のところのこの計画に乗せるに至るまでの経緯として、町長の腹積もりのところをちょっとお聞かせたら、いただいたらありがたいなと思っておりますので、最後にこの質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、料金の財調等についてのいろいろご質問あったかと思っておりますけれども、別に例えば町民の方々から介護保険料が県内で何番目だからいいねとか、何番目だから駄目だとかっていう、そういうご意見は賜ったことはないんですけども、また、そういったことをあまり気にしていないんじゃないのかなというふうに思っております、その順番とかなんとかはね。ただ、自分たちが受ける介護については様々なことをお聞きし、そういったものについての視野的なものが広がっているかと思っております。

今回提案するこの料金の、例えば200円下げることになったことの経緯についても、3通りぐらいの実パターンを想定して、ゼロというやり方、それから多少でもというやり方、少

し多めというやり方、いろいろ試算させていただいて、これ以外の内容のことも含めてね、総体的に町民の方々が1人どのぐらいというものを当てはめた場合に、3回ぐらいですかね、やり取りを担当を呼んで、また戻して資料を作り直しということやったんでありますけれども、それで200円でいいだろうということで、今、課長から言われたとおり、まずこの3年後の財調については、今持っている財調から、これぐらいしか減らないかもしれないという中での考え方でございますので、逆に言えばもっとできるんじゃないかと言われるかもしれませんが、一応今考えられる範囲内で、こういったものはいついつで終わるわけじゃなくて、これからずっと続いていくわけでございますので、安定ということ考えた場合に、今の数字で落ち着いたということでございます。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） 最後と思いながら1点、質問し忘れていたのがありました。

それでね、今、保健計画に関わっての話としてね、令和6年から8年における、知りたいのは、特別養護老人ホームの待機者等ですね、そういった施設入所をお待ちの方々というのはどれくらい予測されているのか。年にどれくらいそういった施設に入ることができているのかということも含めて、いろいろ凸凹あるんでしょうけれども、そういったところを介護給付費との相まって描きをされているのちよっとお知らせいただけますか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 毎年度特別養護老人ホームの待機の調べる報告を県のほうにしております、それで町の状況をその際に、年に1回、調べさせていただいているんですけども、申込みされている方が在宅にいらっしゃって、それでまだ待機をしているという方につきましては、ここ数年、13人から18人ぐらいの間で推移をしております。その方々が、何年後に入って、いつ入って今後どんな見込みなのかという一人一人まで追えるものではないんですけども、一応年間の待機者数ということでは、年1回、そのような数字で押さえております。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） その件については、大体今答弁された内容のとおりだろうと思います。いかんせん、そういった施設のお世話になってというよりも居宅、自分の家で終生過ごしたいという思いでいる、あるいは国のほうの進めるべき、そういった事業展開についてもですね、各自治体に対してそういった案内というか、お話が聞こえてくるわけですけどもね、そういったところも含めて、松島の実態からこの第9期の計画を描いておられるのだろうと

思いますから、できるだけ途中でも、もし変えることが必要とかある判断した場合には、財調基金の取崩しも含めてですけども、判断いただくようお願いして、私の質問終わります。よろしくをお願いします。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございますか。今野 章議員。

○10番（今野 章君） 保険料については200円下がって、いろいろ今、お話も聞いていて、様々な試算もしながら、200円ということで下がったと、そして、県内順番つければ中位ぐらいだということですので、200円でも下がった中で、多分他の自治体は上がっているところが多いんだらうなということだと思んですが、私はそれなりに、致し方ないのかなと、取りあえず下がったという意味においては喜ばしいことなのかなあなんては思っているんですが、ただ、全体としてね、やっぱり今から23年前ですか、4年前ですか、介護保険が始まったときと比べると、保険料は2倍以上にもなっていると、こういう状況ですので、非常にこの間ね、年金がじゃあ増えたかって言われると、年金増えてないわけなので、年金が倍になっていけば話は別なんですけれども、これはほとんど倍にも何もなってない、むしろ目減りしていると、物価上昇等の比較で言えば目減りしていると、そういうことなんだらうなと思っています。

ですから、保険料自体がとにかく重いという事実は残っているんだということをしっかり考えていただきたいなど、こんなふうには思っているんですが、町長はその辺の認識、どうでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、県内でも各市町村の議会の日程って全て頭に入っているわけじゃありませんけれども、塩竈さんはこの間、もう議会終わったようでありますけれども、各報道なんかで例えば、新聞等で見たり、もしくは周りから聞こえてきたりすると、例えば高齢者の福祉事業の実施状況を、今実際どう捉えているんだと、それから自分の町の高齢化率、そういう内容等も見比べたときに、様々なことを、これからやっぱり考えて、見直す時期に来ているというのは確かだと思っんですね。

例えば敬老祝金なんかについても、各自治体で様々なことは問われていまして、それがいいか悪いかは、その自治体に入ってみないと私らも分からないので、分かりませんが、そういったことから全て見直されていると、私は今回この中で、先ほど7番議員のほうから、宅配夕食も出ましたけれども、宅配夕食についても実はかなり時間を取って議論しています。様々なものがやっぱり値上がりしているわけですよ、値上がりをしたからって行ってそれを

全部こういった利用する方々に押しつけていいのかという、言葉があんまり適当じゃないかもしれないけれども、そういったことでいいのかという議論もさせていただいて、宅配夕食についても限度額を設けようかと、これ以上といった場合は駄目じゃないかと、というのはこれは町とすれぼうなぎ登りに上る数字になっちゃうかもしれない。どっかで抑制しなくちゃならない、抑制がということを考えた場合にはかなりハードルが厳しくなってくると思うんですね。だからやっぱりこの利用しやすいようにするには、やはり使う方が例えば、前はワンコイン、500円だったんですけれども、今それが3年ぐらい前に50円ぐらい上げさせていただきましたけど、そのときの50円の値上げというのは、こういう諸物価の高騰を考えてまでの50円じゃなかったんですね、はっきり言って。だけれども、そこからそういったもので相当数が値上がりしていて、それから町内でやってこられる事業者の方も大変だということ、3年前に50円上げたんですけれども、今後は、今はもっと大変なのかなと。

内容等をやっぱりもう少し見直す必要があるんじゃないのかと、1食800円以上で作るのでね、そういったものについての考え方で、令和6年度からは、少し容器についてもこういうふうを考えようとかかですね、様々なことを今問われていて、利用されている方と、それを提供する側、そういった方々は、町も含めてこういったものに、例えば1つこういったものについても議論されているし、ですから、今まであったものが全て、今まで以上にとか、今までどおりとかというのは、やっぱりどこかで見直されて、そのときに合ったサービスの仕方、実施の仕方というのが出てくると思います。

ですから、そういったことを考えて、こういう高齢者福祉計画等については視野を広めながら、また、内容も随時そのときの検討でしっかり対応していくのが一番いいのかなというふうに思います。利用者の声、それからそれを行っている事業者の声、こういったものをしっかり聞いて、町は判断すべきというふうに捉えています。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） なかなかその費用がかさんでいくと、物価高騰等を含めて費用がかさんでいくという実態は否定できないものが確かにあるんだろうなというふうに私も思います。

ただ、高齢者自体も、高齢化率もずっと上がってきて、令和5年度で40.1%になったと、こういうことになっているわけですね、松島町全体ですと、何ぼだったっけな、65歳以上の高齢者が5,265人だというふうな統計になっているわけですね。やっぱり1つ考えているのは、考えるっていうか、この8期の時も多分申し上げたんだと思うんですが、やはりこの計画をつくる段階でね、高齢者全体をもう少し見渡して、高齢者福祉というものが行き渡るような

形でも考えてほしいなということを思っているんです。

特に今回、アンケート調査の中で、34ページかな、34ページのこの地域とのつながりというところがありますね。ここを見ると、よく地域とのつながりを感じるかということについてよく感じるが21%、たまに感じるが35.4%と、こういうふうになっていて、全体として56.4%という数字になって、半数以上の方は地域とよくつながりを感じるというふうになっているわけですが、もう一方、あまり感じないという方だと、感じたことはないという人もありまして、ちょうど40%ぐらいになって、前回と比較しても、ここに書いてあるように、地域とのつながりの希薄化が進んでいるのではないかと、こういうふうになっているわけですね。これは非常に気にかかるなあと思って読ませていただきました。

やっぱり高齢者が、この地域とのつながりが希薄化している、それってというのはやっぱり孤立化していつているということにつながるのではないのかなあということで、やはりいわゆる介護保険の対象となる部分だけじゃなくて、それ以外の健常の高齢者自体が孤立化を進めている可能性があるわけなので、広くそうした高齢者の生活というものに行政が関わって、それを見ていく必要性があるのではないかと、こう思っているんですが、その辺についてどうお考えになっているのかなあということを1つあるかなと思っています。

特に気にかかっているのは、この認知症の方々が増えていくという状況の中で、いわゆるグレーゾーンと言われる明らかに認知症という診断を受けてない方々もたくさんいらっしゃるんだと思うんで、そういう方々を見つけて、やっぱり対処なり支援なりをしていくということも必要になってくるのではないかと思うんですが、そういうことについての考え方、もしあれば、その辺もお聞かせをいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 認知症等のグレーゾーン等については担当課長から答弁させますけれども、前段の地域で孤立化していないのかという話でありますけれども、逆を言えば、これは別に逆質問じゃないので、65歳になったから老人です、高齢者ですって言われたときにどう思いますかということなんです。今は定年の年齢が、例えばこういう行政にしても、それから企業にしても、様々な年代で上がっていつていると思うんですね。もう何年かすると65歳までにならないと定年にならない、定年年齢は65歳ですよ、定年なったときに、次の日から、あんたは高齢者となったときに、やっぱりここはなかなかこうスムーズにいかないのではないのかなあというふうには個人的には思っています。

それからもう一つ、いろいろな例えば、今年は区長さん方の改選も余りなかったんですけれ

ども、そういったいろいろな地域での役職の任期更新のときなんかを聞いていると、やっぱり成り手がいないという話です。成り手がいないっていうのは、確かにそこは希薄になっているんだらうと、その希薄というのは、働くほうにその時間が取られちゃって、地域との関わりがもう少しまだちょっとという方が多いのかなというふうに思っています。

これは例えば一次産業で農業とか何かやっていた方々は、ずっとそういう下地があるから、また、溶けやすいんですけども、サラリーマン世帯が多い地域に来ると、なかなかそれが、もっと加速化して希薄化が進んでいくんじゃないかなというふうに思っています。ですから、いろいろな役職の成り手がいないということで苦勞されていることについては、私たちも掌握していますので、やっぱりそういったことについて、逆に65歳から70歳ぐらいまでの方々の、この5年間の中での、町との関わりを今後どういうふうに持っていくのかなあというのが、やっぱり我々に問われることになるのではないのかなというふうに思っております。若い方で役職を受けていただく方はもう大変結構でございますので、それはそれとしてまたバランス取ってやっていければいいだけのことなのかなというふうに思います。

あと、認知症等のグレーゾーンについてはいろいろなものを今、担当課でもやっていますので、その内容等をお話しさせていただきながら聞いていただければと。

○議長（色川晴夫君） 答弁、齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 介護保険事業といいますと、一般的には、施設の利用とか、あとは居宅に訪問のヘルパーさんとかが来ていただいてというようなことを連想されると思うんですが、介護保険事業では、一般の介護予防事業ですとか、あとは皆さんがこれは介護保険事業と思わないようなものも実は予算化させていただいて、実施しているものがございます。

この3年間はコロナ禍において、自宅にこもったり、外出の機会を失った方々がたくさんいて、地域のサロンがお休みであったり、元気塾もお休みをしたりということが、長く続いたことによって、より介護に近づくスピードが早まった方もいらっしゃるだろうということで、大変担当課としては危惧しておりました。ということで、第9期計画につきましては、53ページから示させていただきました第1章と、それから一部第2章にも関わってくる地域とのつながりとか、それから自らその健康づくりから、介護予防につなげていこうというようなことの施策を充実させなければいけないということで、この辺は担当課でも大変議論させていただいたところでございます。失った3年間のそういった活力を、第9期では、少しずつ取り戻していければというふうに考えております。

また、認知症のグレーゾーンの皆さん方につきましては、しっかりとその認知症だというふうに診断されていない方々も、地域で元気よく生活できるように、どなたでも認知症ということについてはなる可能性があるし、なったとしても安心して住めるまちづくりというようなことを視点を置いて、この計画を策定したつもりであります。グレーゾーンの方については、いろいろな教室ごとに参加していただくほかに、今持っているご自身の力を十分に発揮していただくような社会での活躍の場を創設するとか、そういったようなことで認知症予防というよりも、通常の日常生活を活動的に過ごしていただくというような働きかけを、担当課として、やってまいりたいというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 今、傍聴の申出がありました。東松島市佐藤太一さんです。

今野議員。

○10番（今野 章君） 高齢者、まだまだ若い人たくさんいるんじゃないかというお話だったのかなと、町長の答弁ということなんですが、後期高齢者だけ見ると、全体の56.2%で2,959人ほどいるよということなんですね。ですから、後期高齢ということになると、やっぱり身体的にもかなりね、いろいろ二つ三つ病気持っていたりとかね、大概の人がそういう状況になってきているのかなあというふうに思います。そういう方々がじゃあ地域とどういうふうにしてつながっていくのかということになったとき、行政として一番に取り組んでいるのは、多分この地域介護予防活動支援事業といったようなものが対象になっていくのかなというふうに思います。さっきからお話にあるように、元気塾であるとか、日中のサロン、地域のサロンですか、こういったものが、つながりとしては出てくるのかなと、あとは老人会とか、こういったものも対象になってくるかなとは思いますが、しかしそこに集う人たちというのはまだまだ限られていると思うんですよ。だから、もっと広くそこに集う人たちをどうこの接触を強めて孤立化を防いでいくかという対策が必要なんだと思うんですね。

町としては地域サロン活動に対する交付金やりますよというふうになっていて、9期では1団体ずつ増えていくみたいな感じなんですけれども、この補助金って、あれなんですか、1回立ち上げたら、1年とか、2年ぐらいしか補助金出ないというシステムで多分なっているのかなと思うんですけれども、ちょっとそこは分からないので、そこはあとお聞きをしておきたいのと、やはりこういう地域サロンでやっぱり、高齢者の方々がいろんな孤立から逃れてそういう集まりに参加するということは大事なことだと思うので、そういった活動がやっぱり持続するような支援っていうのは大事なことだと思うんですよ。実際上はなかなか、その前から補助金出してもたしか月1,000円とか、2,000円ぐらいだったような気がするんです

が、それでそれを継続が本当に可能なのかななんて思いながらいたものですから、もう少しそういう支援を強めていくということも大事なんじゃないかと思うんですが、その辺についてはどうなのでしょう。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 地域の集まりの場で助成金を出させていただいていますのは、立ち上げ支援ということですので、継続的にある限り助成が続くものではなく、期間と金額を決めさせていただきまして一定期間ということでの支援というふうになります。たくさんサロンが出来上がっている中で、助成金のお知らせもさせていただいているんですけども、お金かからないのでいいですよというような活用しなくても大丈夫ですよというようなところもありまして、実際にその活動の中身にもよるんだとは思いますが、地域の集会所などを利用させていただくと、地域の皆さんが使っているんだから場所代はいいよということで会場費を免除していただいたりなんていうこともあったりしまして、ほとんどお金かかんないってところもございます。先日、櫻井議員もご質問いただきましたラジオ体操をするために集まって、そして体操終わったら、お話をして帰っていくというような気軽なサロンもございます。何をするかにもよりますし、あとは、やっぱり資金面でちょっと大変だっていうところの方々には、生活支援コーディネーターが、いろいろご相談に応じているところではありますけれども、今後そういう積極的に助成金の周知をするということもありますし、困っている方には相談をして、継続していくというようなことで続けてまいりたいというふうを考えております。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 孤立化を防ぐということで、ここは非常に大事なポイントだと思っているものですから、お聞きをしているわけですが、やはり事業、お金かからないシステムでやっているサロン、あるいは中には、お昼のご飯食べていってもらうんですよとかね、そういうところもあるんだと思うんですよ、そういうところでは、お金どういうふうな形にしているのか私、分かりませんが、多分ご飯なんか食べさせてもらったら、高齢の皆さんは相当喜ぶんだと思うんですよ。昔、昔って元気塾、私も見させてもらったことがありますけれども、ご飯も出た当時でしたので、ご飯食べて帰っていくというような形で、非常に参加される皆さん喜んでいたので思い出すんですけども、サロンでもそういうことがあれば、高齢者の方々には、自分で作ることはなくて済むし、みんなでわいわいしながら食べれるしってことで喜ぶんだろうなと思うんです。そういうケースは実際、幾つぐらいあるのかですね、

もし分かれば教えてほしいし、そういう場合には、その会計といいますかね、かかった費用を、そのサロンの中で徴収し合って進むということでもいいのかどうかですね、そのことに対するまた行政としての支援というのは必要ないのかどうかですね、そういうのはどうなんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 食事の提供ですとか、おやつを提供があると、大変盛り上がります。女性の方なんかは特に一緒に何かこう口に入れるものがあって、それでおしゃべりをするとか大変盛り上がるっていうような内容の活動しているところも把握しております。

実際、毎回提供しているかどうかは、ちょっと定かではないんですが、昼食を提供して、そして実費分ということで、参加されている皆さん方からお金を頂いて、作っていますというような活動されているところもあるということで、把握しております。

その中で、お伺いしたときは、たしかちょっと違うところから補助金を頂いたりとかしていますというようなお話もありまして、最初の1年、2年につきましては町のそういった、立ち上げ支援なんかの補助金なんかも活用していただいたりということもあるんですが、あとは毎回毎回その実費としてかからないときでも、参加費を頂くということで、そういった貯金をしながら、おいしいもの、おやつを買って食べていますというようなことを伺っておりますので、いろいろ工夫しながらされているんだなあということは、これからも情報共有をさせていただければなというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 情報共有でいいんですが、だからそういう組織に、やっぱりもう少し丁寧な支援があってもいいのかなと、本当に月1,000円でも2,000円でも、喜ぶんだろうなと思うんですよね。だから、そういう支援はできないのかどうかっていうのを1つお聞きしたいということと、それから、孤立化というよりも、この要望としてやっぱりいろいろな要望あると思うんですよ、高齢者の中には。前回も言ったように、病院や買物に行くためのやっぱり足の確保ですね、町営バスではないやっぱり手段というものも必要になってきているんじゃないかということを申し上げているわけですが、そういう交通手段の確保だとか、あるいはごみ捨てですよね、特に田舎のほうに行くとかね、ごみを捨てるステーションまで歩く距離が結構な距離があって、重いものを持って行くのは大変だとかですね、そういう話もあります。あとは高齢になると筋力も落ちますからね、冬になると灯油缶たがいて、給油して、ストーブに入れる、こういったことも含めてね、大変なんですよっていうお話を聞いたりもす

るんですね。ですから、そういうことに対してもきめ細やかに高齢者の生活支援というのが求められているのではないかと思うんですが、なかなかそういったところまでは、分かっている、手が届かないという実態もあるかと思うんですが、そういう対策も含めて、この計画の中で、どうするのかっていうのはあるのかどうかですね、ボランティアという話がすぐ出てくるのかなっていう気はするんですが、どこにどうやったらそのボランティアを見つけることができるのかとかですね、そういうのも住民はなかなか分からない状態ではないかと思います。その辺についての考え方があればまた教えていただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 今の今野議員さん、お話をくださっているのは、多分支援が必要な高齢者の方々に対する町の施策はどうするのかというようなことでしょうか。

例えば高齢者で独り暮らしである、後は高齢者のみの世帯がどうなっているのかというような、まず、町は把握することが必要なのではないかなということでも今お話を伺いながら、感じたわけなんですけれども、計画書の59ページに、包括的な支援体制の充実というページがございます、（3）番に、高齢者の実態把握についてというような項目を設けております。具体的な活動の指標の中には一例としてですが、民生委員さんとの情報共有というようなことがあります、このほかにも例えば高齢者支援班ですと、老人クラブの役員の皆さんと定期的に話し合い、役員会などを設けたり、それからケアマネジャーの皆さん方と会議を重ねたりということで、高齢者と直接接する方々とお会いする場がありますので、民生委員さんに限らず、そういった関係者の方々から、またはもしくは直接、町民の方々からお話を、これからは積極的にお話をお伺いする機会を設けたり、もしくはこういった支援があるといいんだけどもというような意見交換の場などを設ける必要があるのかなというふうに感じております。

そういったときに、困ったときにどこに相談したらいいのかなってというような窓口的なものも周知をすることが必要なのかなというふうな、今ちょっとお話を伺いながら感じたところがございます。

その際に、地域の実態把握ですとか、そういった生活支援のコーディネートをする際に、重要な役割として考えておりますのが、計画書の64ページにございます生活支援体制整備事業の中の生活支援コーディネーターの役割になるんですが、こういった方々は地域の要望とか、そういったニーズ、それから町の施策、まちの資源とのマッチングの役割もしてくれる存在ということになっておりますので、こういった役割の方々と、町の担当課がよく話し合いを重

ね、町の状況を大きく把握していくということが、まずは大事なのかなというふうに思いますので、これから計画書にのっとって、そういった活動を広げて推進していきたいという、ことと、それから64ページの一番下に、協議体活動の推進でございますが、こういった生活支援体制整備事業の中では、協議体のような形をつくりまして、町内の支援者側、それから受け手側の町民の方ですとか、関係機関、行政機関がみんなで集まって協議をすれば、こういった事業が必要じゃないかというようなことを議論する場というようなものなんですけれども、こういった活動もこれまではちょっとなかなか残念なことにできなかったところではありますけれども、9期計画中には充実していこうというようなことで、計画に上げてございますので、少しずつ着手してまいりたいというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 分かりました、第8期のときも似たような議論をさせていただいて、そういう孤立化する状態と、それからごみ投げだとか移動手段だとかね、買物のための移動手段だとかいろいろ高齢者困っていることありますよと、それに対する施策というのものをもっと考えるべきじゃないかとお話をしたつもりなんです、今回こうやって、取りあえず実態をつかむというところまで来たのかなということなんで、まだ、その具体化がね、実際上は進んでないということなのかなと思ってお聞きをしておりました。

それで最後になりますけれども、介護保険のこの計画が本当にこの実現をしていくのかどうかという意味では、国のほうの施策の問題として、訪問介護、ここのところの基本報酬の引下げ、これがされるというふうになっているんですね。いろいろ事業のやり方では事業加算ということもあるようですけれども、なかなか申請に当たって壁が厚いかいということで、小規模、中規模の事業者ではなかなかそういったものが得られないのではないかという話になっていて、基本報酬の引下げがされると、訪問介護事業そのものが駄目になるというか、やれなくなる事業所も出てくるのではないかと、こういう話があるんです。特に田舎のほうですと、中小の規模の介護事業者が多いと思いますし、本町においてはそういうこの介護報酬との関わりで、その事業者が困難に陥る可能性があるのではないかと考えているんですが、その辺について、今現在、検討されているのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） その辺の訪問介護の介護報酬が引き下げられるというようなちょっと私、理解しておりませんで、介護報酬は全体的に今までにないくらいに上がるというふうな理解でまいりましたものですから、一つ一つちょっとまだ分析しておりませんので、

あとは事業者ごとに、そういった今後のそういった介護報酬の変化に伴って、経営がどのように変化していくのかというような情報をまだ得ておりませんので、その辺は今後ちょっとつかんでまいりたいというふうに思っております、現在のところ特に対策ということでは考えておりませんでした。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） この介護報酬の改定そのものは引上げになっているんです。なっているんですけども、訪問介護事業のところの基本報酬については、全体として儲かっているんじゃないかということで、引き下げ効果がどうも働くようなんですね。ここのところは余分にもうかり過ぎているという、この統計というんですか、調査というか、そういうものが出ていて、引き下げますよというふうになっているようなんですよ。

ところが、その調査の仕方がいま一つちょっと違うんじゃないかと、中小規模の事業者にとっては、まさしく引下げの効果として現れてくるということで、事業経営そのもの、事業運営そのものが厳しくなる可能性が出てくると、こういうことなんで、本町のこの介護事業をきちんと進めていく上での困難性が生じることはないのかなという懸念を持ったものですから、質問をさせていただいたところでございます。

それから今回の介護保険料の改定の中では、いわゆる介護事業の中で働く皆さん方の報酬の引上げというようなことも言われて、保険料の一部はそういったところにも処遇改善にも使われると、こういうふうに言われているわけなんですけど、これは全体として国レベルの話なんだろうと思うんですが、賃上げ、介護労働者、ケア労働者の賃上げ、こういうことにどの程度作用すると考えているのか、その辺、分かればお聞きをしておきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 大変難しい問題で私には大変お答えできず大変申し訳ございません。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 私も実際、訪問介護報酬が引き下がるというのは、ちょっと分からなかったんで、今後そういったところについても、機会をつくって、ちょっと確認しながら、今今野議員が言われたことに対しての内容等を確認して、実態がそうであれば要望していきたいというふうに思います。

訪問介護は確かに、夜遅く、今一人住まいの、うちの近くなんかでもいるんだけれども、電話する方は簡単に電話するんですね、そうするとやっぱり夜遅く来てくれるんだよね、何を

やるわけじゃないの、と言うと怒られるかもしれないけれども、話を聞いてもらいたい、それが一番のようなんです。だから、世間話的なようなものをこういろいろ聞いて、そうすると、子供たち、自分の子供たちは別に生活していますから、そういったほうの愚痴とか、何かいろいろなものを聞いて、大体小一時間ぐらいたつと帰されるという、ですからそういう目に見えない苦勞というのも大変なんだろうなというふうに思っておりますので、今後そういったことも含めて、もし、そうであれば、しっかりと担当課長と内容分析していきたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。原案に反対者の発言から許します。今野 章議員。

○10番（今野 章君） あまり反対するつもりでもなかったんですが、一応書いてきたので、反対討論をさせていただきたいというふうに思います。

今回の高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画は、前期の第8期計画でも申し上げましたが、高齢者の日常生活、高齢になることによる視力や聴力、あるいは筋力などの衰えをはじめとして様々な病気などを抱えながら生活をする上での困難も多々発生をしているのではないかと思います。買物や病院への通院など、移動手段の確保、物価高騰の中での実質収入の減少などの経済的不安、住宅事情の悪化、ごみ捨てや灯油缶の持ち運びも困難など、孤立化が様々な形で現れているのではないかと思います。

計画ではそれらのことに対して、どのように応えようとしているのかと、地域とのつながりの希薄化が進んでいるという調査結果なども踏まえると、高齢者の孤立化が進んでいると感じるところであり、地域介護予防活動の支援事業などの枠の外にいる高齢者への行政や地域でのお誘いや支援が求められているところだと感じているところでございます。

移動手段では、町営バス運行や高齢者世帯等タクシー事業が行われておりますが、後期高齢者だけでも2,959人という数字がありますけれども、タクシー事業の目標値は340人ということで、なかなか広がっていない状況があります。

また、独り暮らしの高齢者は1,000人を超えているわけですが、ひとりぐらし緊急通報システムの目標値は35人ということでございます。孤独死などをなくすためにも、これらの対象の拡大がさらに必要ではないかと考えるところでございます。

高齢者の住宅環境の悪化も懸念をされているところでございます。快適な住環境を提供できるようにすることも重要であります。

また、一般質問でもこの間、質問させていただきましたけれども、収入が減少して、町営住宅に入りたくても、連帯保証人が見つからず入居できないことなども考えられ、連帯保証人の要件をなくすことなども求められているのではないかと思います。

また、介護保険事業では、介護保険料が前期計画から基準額で200円引き下げられ、6,400円となります。僅かでも保険料が引き下がることに注力をしていただいていたことには感謝を申し上げるところではありますが、一方で、これまでの9段階目を多段階化することで、負担増となる方も発生することになります。保険料段階が所得に応じて多段階になることを否定するものではありませんが、保険料は、介護保険制度が始まった当時の2倍以上になっております。年金暮らしの高齢者にとっては、後期高齢者医療保険と合わせ大変重い負担となってまいります。この点では、一層の公費負担の増額、国庫負担の増額を求めるべきであると、このように考えているところでございます。

また、新年度の介護報酬改定では、先ほども申し上げましたように、訪問介護事業所に支払われる基本報酬が引き下げられます。加算をつけるということではありますが、算定の要件が厳しく、基本報酬が引き下げられれば、小規模事業者の多くが倒産、閉鎖を余儀なくされるのではないかとされておりまして。

さらにケア労働者の給料は、全産業平均のよりも7万円も低いと、このようにされておりまして、抜本的な改善が求められているところでございます。

訪問介護は在宅介護、在宅生活を支える基本的なサービスであり、基本報酬の引下げを直ちにやめるべきだということを申し上げておきたいと思っておりますし、こうした行為については、町長からも答弁ありましたけれども、ぜひ報酬引下げをやめるように国に求めていただきたいと思っております。

以上、申し上げまして、本計画に対する反当反対の討論とさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。賛成の方。3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 私は賛成の立場から討論に参加させていただきたいと思っております。

このたびの第9期介護保険計画につきましては、本当にきめ細かな部分までしっかりと計画がされているものだと思います。そしてこのたび保険料の200円ではありますが、引下げということは大変評価すべきことだと思います。

それから、孤立化、地域の希薄化というふうなことが問題にされておりましたけれども、こ

これはこの計画以外でも、町全体として取り組む計画でございますので、今後の町の努力というふうなことは町長が先ほど言われていた部分も含めまして行っていくものと思われまので、ぜひともこの計画に対しては賛成したいものでございます。

以上をもちまして賛成の討論とさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） ほかに討論参加ございませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立多数です。よって、議案第3号松島町高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画については原案のとおり可決されました。

ここで、11時半、1時間半経過いたしましたので、休憩に入りたいと思います。ご異議ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ということで、40分まで。11時40分に再開いたします。

午前11時29分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

日程第4 議案第4号 松島町観光振興計画について

○議長（色川晴夫君） 日程第4、議案第4号松島町観光振興計画についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。3番櫻井靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 立派な観光計画であるなあと、観光振興計画であるなと思って感心しておりました。ただ、これを実行するためには町だけの努力ではなかなか難しいことではないのかなあと考えております。

そこで、この計画書の中でDMOという言葉が大分多く出てきていると思うんですけども、このDMO、本町では、なかなかどういうふうな活動しているのか分からない部分という

ふうなのがあると思います。ですので、どのようなDMOと、どのような関わりを今後持っていくかというふうなことをもう少し知らせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） お答えいたします。

DMOにつきましては地域の稼ぐ力を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、全国的に展開されるところでございます。それが、町との関わりのあるDMOにつきましては、株式会社インアウトバウンド仙台・松島というところで、県をはじめの仙台市、塩竈、名取、多賀城、岩沼、東松島、あと、七ヶ浜、利府、松島というようなことでの連携を取らせてもらっております。

それで、令和の5年度につきましては、直接的な関わりというものは具体にはなかったんですけども、例えば、連携といたしましては、旅行商品の造成販売とか、あとツーリズムの展開とか、あとは観光に関する調査とかのマネジメントというようなこと、あと最近だと具体的に言うと塩竈の酒屋さんに、外国人の方がいらっしゃって、お酒を飲むのと同時にお酒に合ったお魚とか、そういったおつまみを食べていただいて、自国にお帰りになった際に日本酒のほうを広めてもらうというような事業とか、そういったものを展開しております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） だからやっぱり、我々とすればDMOというのはちょっとえたいの知れないというか、まだ浸透されていないというふうな部分がぜひございますので、何かの機会を持ちまして、いろいろそういうふうな話合いの場というか、観光協会とか、そういうふうな部分と全体事業者の方々との関わりというふうなのをもっと強める努力をぜひしていただければなと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

それから、37ページの外国人観光客のことについてなんですが、これからパンフレットやマップの多言語化というふうな形がここでは載っておりますけれども、今後、やはり翻訳機の発達や、それから「やさしい日本語」の導入というふうな部分というふうなのがだんだん考えられていくことかなあと考えております。この間も「やさしい日本語の講習」が2回ほど立て続けに行われまして、多言語化というよりは、もっとそういうふうな方向に進むのではないのかなと考えております。

ですので、多言語化につけ加えてそういうふうなやさしい日本語ですか、そういうふうな

部分の取組というふうなものも、やっていただきたいと思っておりますが、そちら辺はどういうふうに考えているでしょうかよろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁、太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 外国の例えば学生さんとか、働いている方もそうなんでしょうけれども、自国で日本語を学習というか、そういうのを学んできて、そしていざ、日本に旅行なりしたときに、自分の日本語の語学力をぜひ試してみたいというような際に、やさしい日本語というのは有効的なんだろうなど。この間の研修会のほう、ちょっとのぞかせていただきましたけれども、こういうふうに、私が議会答弁しているような話しぶりでは、外国人の方には伝わりにくいと、簡潔にしゃべらなくては外国の方には伝わりませんよというような話もありましたので、研修会、議員、言ったように、2回ほど開催をしているんですけども、今後、研修会の数なりを増やす検討なりをして、事業者の方にも参加していただいて、従業員の方が事業所のほうに持ち帰って、やさしい日本語をぜひ事業所内でも学習していただきたいなと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） やさしい日本語につきましては、外国人6人に1人が日本語をしゃべれるというふうな、何らかの日本が分かる、理解できるというふうな統計も取られておりますし、日本に住んでいる外国人は、英語が40%ぐらいの認識で、日本が60%の認識というふうなものも、統計で出ております。ですので、やはり今後そういうふうな部分でやさしい日本語というふうなのが注目されるということだと思いますので、ぜひともそういうふうな取組も取り入れてやっていただければなと思いますのでぜひともよろしく願いいたします。

以上になります。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。1番菅野議員。

○1番（菅野隆二君） はい2点ほどあります。

まず、1点目なんですが、全員協議会るときから追加となった18ページなんですが、先日の議案説明の際に、今回の議案として提出されたほかの2つの計画、障がい者計画と高齢者福祉計画に併せて観光振興計画にも追加したという説明を受けたわけなんですが、SDGsの実現に向けて取り組んでいくための追加という説明であれば、私も素直に納得したんですが、私もちょっとひねくれているもので、ニュアンス的に体制的にほかとのバランスで取りあえず追加しただけなのかと、こう思ってしまったわけなんです。その中で今回追加された18

ページを改めて私も見たんですが、本計画に関連する主な目標と書かれている17のゴールのうちの7つのゴールと、いまいちこの本計画を推進していく中で達成に寄与するのかなというところが、ちょっとイメージできなくて施策を推進することでゴール達成に寄与するとも記載されていますので、その部分に関して改めて説明を願いたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 前段の議案の説明もちょっと、今の話、聞いているとうまくなかったのかなあと反省しているところなんですけれども、観光業界でも、この持続可能なというふうなところで、やっぱり必要不可欠なところがありまして、特にサステナブル・ツーリズムというようなことで、SDGsが掲げる17の目標の観光については、ほぼ全てが関連しているというような言われ方もされております。その中で目標8の働きがいも経済成長も、それから12のつくる責任つかう責任、それから14の海の豊かさを守ろうというようなところが特に親和性が高いというようなことが言われております。それで、実のところを言いますと、この観光振興計画については、期間10年というふうなところで、令和でいうと15年までなものですから、その前にこのSDGsの目標については一旦終わってしまうんじゃないかというようなことで、私のほうもちょっと勘違いしていたところがございます、このSDGsについては、2030年度までに目標が終わりますけれども、もちろんその後にもやはり世界的にこの課題というのがあるというようなことで、また新たな、現段階ではどういった変化がするのかっていうのはまだ示されていませんけれども、新たな目標が掲げられるというふうな言われ方もしておりますので、今回SDGsというような項目で設けさせていただきました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 私もこの目標の8と12、14というところで主なテーマというところではあったんですが、どうしてもこう、大きく見たら関わってくるだろうなというところであるんですが、この観光振興計画の推進といまいちそれによってどうやって達成に寄与するのかというところがちょっと明確にならないところもあって、今お話しあったとおり、ゴールが2030年というのであれば、この計画は10年なんですけど、7年しかないっていうところにありますので、わざわざこのページを追加するのであれば、せつかく私、このページを入れたことは大賛成です。なんであれば、この計画の中もSDGsゴールにしっかり推進することに寄与するということを明確にしたほうがいいとは思うんですね。

なので、そういう意味でもここをせっかく入れたので、逆に今から計画を大きく変えるというのは難しいのはもちろん重々承知なんですけど、何かこうできることが、寄与すること、これをこういう形にすれば寄与しますよねという具体的なものがあれば、説明をいただきたいんですが、改めてお願いします。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） まず、例えば目標の11で言いますと、サステイナブル・ツーリズムでは、観光客だけではなくて、ごめんなさい、目標の8で言いますと、国連の世界観光機関によりますと、世界でもの11人に1人が観光に関わる仕事をなさっているというようなことだそうです。そして観光業が経済に与える影響の大きさがこのように分かると、サステイナブル・ツーリズムを通して観光に関わる雇用の創出とか、それから地域経済の活性化をすることで、目標の8があるというような書かれ方もしておりましたんで、観光についてはこういうことで必要なんだろうなというふうな認識で書かせていただきました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） そうですね、これを無理やり理由づけすれば何でもくつつかるようなところではあるので、賛成なんです、賛成だからこそしっかり、だからこそこれを観光計画推進していくんですよというところがね、ちょっと見えないなというところも正直ありまして、その辺をちょっと改めて検討しながら計画できた後でも結構なので、こういったところであればこういったゴールに寄与するんだというところを明確にしていただければと思います。

あと2つ目なんですけど、46ページの2行目から3行目には、先ほど10年での計画というところもあったんですが準備をしたらすぐに実行に移す仮説検証型のマネジメントを行うとあります。ここは松島の観光振興に向けてスピード重視でやっていくっていう意気込みはもちろん感じられていいなというところはあるんですけども、今回の計画期間は、先ほど言ったとおり10年ですね、10年は長いようで短いというところもありますので、しかも観光振興という点で10年という期間で成果を出すとなったら、初動が大変重要になってくるのかなと感じております。まさに準備したらすぐに実行していかなければならないというところなんですけど、そういった意味でも計画初年度である、令和6年度にスタートダッシュできるように現段階でもいろいろと準備していると思います。今後の予算特別委員会で説明を受けることになると思うんですけども、差し支えない範囲で準備している計画の内容とか、あとは継続事業ではなくて予定している新規事業などあれば紹介したいと思います。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 新規事業につきましては新しいパンフレットの作成ということで計画をしているところでございます。

それから、関連する事業というような話になりますと、やはり行政、私たち役場、それから事業者、観光協会、そして例えば新たなツーリズムを旅行商品なんかを考える場合であれば先ほど質問にもありましたDMOさんなんかが入参して、旅行商品づくりをしていくと、一番やっぱし何につけても大切なのは、やっぱしオール松島でそういった商品をつくって、経済が潤うような仕組みづくりをしていくのが必要なのかなあというようなことで、事業ではないんですけれども、そういった連携が必要であるというようなことで常日頃考えているところでございまして、それは、私はなかなかちょっと性格上できないんですけれども、班長がそういったところで得意なものですから、班長を中心に担当のほうも業者さんの話に耳を傾けながら、新しい事業やら、新しい政策やらを考えていくのが必要なのかなと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ここで酒井班長のことが出ましたので、酒井班長から、答弁。

○産業観光課観光班長（酒井文明君） よろしく申し上げます。

新規事業でのパンフレットの話、今、課長のほうからありましたけれども、主に本町としては、他近隣の都市などに話をするときに、よく宿泊をメインに主な事業として進めてまいりたいと。それによって、滞在時間が長くなって、より多くのお客さんが地域に消費される時間をつくるきっかけになるんじゃないかっていうのを思いとして持っております。先ほどDMOなどの話があった中で、一番の広域の広いエリアを担当しているDMOが、東北観光推進機構という機関になります。そちらは東北6県を主に展開として進めているんですけれども、2年くらい前に、昨年ぐらいかな、Base!TOHOKUとって滞在型の何泊か、連泊するような事業の展開のパンフレットなどを広く紹介している経緯もあります。そう広く紹介している部分で、特にこの松島ですと、最近のコンテンツでは、温泉も設備として、1施設増えている部分もありますし、そういう紹介だったり、泊まることによって付加価値がつくような事業などをパンフレットなどに入れて紹介していけるように準備していきたいと思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） はい、ありがとうございます。

10年の計画で今お聞きした新規事業でパンフレットを作って宿泊メインの推していくというのであれば、ちょっと薄いのかなとか、正直ちょっと感じてしまったんですが、であれば例えば予算を伴わないゼロ予算事業でも構わないので、計画の実行に向けて新たに組み立てようとしていることがあれば、その辺もちょっとお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 実のところの事業者さんのほうから、一部の事業者さんのほうからなんですけれども、こういったことをやりたいというような相談は頻繁に受けているところでございまして、そして去年も実施したんですけれども、例えば瑞巖寺さんとか、円通院さん、特に瑞巖寺さんのほうではライトアップということで、本堂はもちろんのこと、中庭のほうでもライトアップをして、観光客の方に喜んでいただいたというような経緯もあるんですけれども、あれも実のところは国の予算を使ってやっているところでございまして、国の予算については、ちょっと言い方は悪いんですけれども、突如としてちょっとこの期間までに申請を上げてくれとかということが多々ある事業が結構あるんで、そういった事業者の方のニーズに合わせたその事業の紹介、情報提供なんかを、やっぱり役場としてはしっかりこうやっていく必要があるんだろうなというのは考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） はい、ありがとうございます。

事業者さんとか、DMOとか、もちろんお願いするということはもちろんあるんですが、走り出すまで町でぜひ旗振りをしていただいて、準備をしたらすぐ実行に移すというせっかくいい計画であると思いますので、それを徹底していただければと思います。

以上になります。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。中島議員。

○5番（中島一都君） 5番中島です。よろしくお願いします。

私のほうからも少し確認させていただきます。

まずは、25ページの観光振興プランについてなんですが、相当分析されていると思うんですが、この内部環境のマイナス要因のところですね、弱みという部分なんですが、この項目に関して確認してみますと、これ松島町の何でしょう、魅力がそのまま弱みになっているのかなと、例えば、松島イコール食のブランドイメージが定着しにくいという弱みを言っ

ている一方で、塩釜港が隣接するなど海鮮や魚介類が多く、訪問者をもてなすことができる環境にあると。

また、観光エリア内における交通、環境が不足していますという一方で、交通アクセスの利便性が高いと、松島までに来るまではいいけれども来てからのアクセスが悪いということだと思えるんですけれども、この辺に関して、どのようにお考えなのかちょっとお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 答弁、太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） やっぱり人間も強みがあって、弱みがあるというふうなことがあるんでしょうけれども、松島観光もおのずとそうでありまして、弱みとかの脅威に対してその強みで補完できる組合せができれば、その相乗効果なりが生まれやすいというようなことで、俗にいうSWOT分析っていうんですかね、そういった見方がされております。

そして、実際、食の面で言いますと、方針のほうにも書いているんですけれども、昔は三ツ星冬ランチとかということで、松島の食材を使って2,500円でランチを提供すると、その前にコンテストなりをやって、物語性をつけて商品化するというような事業展開をやっていたわけなんですけれども、なかなかその食のことで言うと、いいものはできるんですけれども、なかなかそういうストーリー性につけていないというようなことで、その辺のアピールも必要なんだろうなというふうには感じております。

今後いろいろな松島が有するその食材を使って、いろいろな食堂さんとか、ホテルさんとかで使って、町内のものを使っただいて、おいしい食べ物を物語性をつけて販売をするというような展開をしていく必要があるんだろうなと、今、改めてその質問を受けて感じたところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） そうしますと、あれですね、次で言う基本方針、テーマ・ストーリー性の高い体験価値の提供という部分で、その辺のことが追加されてもいいのかなと思っております。

それで、次なんですけれども、教育旅行受入体制の構築というところで新規で追加されているんですけれども、松島探求というガイドブックを作成されていると思いますが、こちらを使った、これを活用して、今後、受入体制をさらに強化していくのかというところをお聞きしたいんですけれども、それともまた新たに何かをつくるのか、その辺の確認をさせていた

だきたいんですけども、お願いします。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 端的に言うと、ちょっと当面はこのガイドブック、紙のやつと、あとはホームページにも載っておりますんで、ぜひ松島のほうに探究学習というふうなことで、全国から学生さんが来ていただければいいなど。学生さんというのは次の世代のお得意さんになると考えていますんで、ぜひその辺の体験を、体験学習を通してアピールなども、うちらほうでもしていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） はい、ありがとうございます。

松島探求のガイドブックは、先ほどSDGsの話にも出ていましたけれども、ガイドブックで勉強というか、することによってSDGsの部分も網羅されているというのは、しっかり書かれたガイドブックだと思っていますので、ぜひその辺を有効活用して教育旅行誘致に向けた発信をしていただきたいなと思っています。

続いて、38ページの基本施策2番の、国内外交流を通じた松島魅力の発信という部分で、ちょっと中段頃の長中期的には近隣都市及び観光事業者との連携により、台湾国際旅行博などというこの項目なんですけれども、旅行会社やメディア関係者との商談会を実施しますというのは、これ町が主体となって実施するような形になるんですかね。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） これは宮城県に、観光テーマ地区というのがありまして、それで県内の市町村がその構成員になっていると、そして希望者を募って、その旅行博なんかで、例えば松島のPR、あるいは宣伝をしていくというようなことで、ここ数年はコロナの影響でなかったわけですけども、5類に移行していますんで、恐らく再開しているものと思いますんで、私、行くところとちょっといろいろ支障が出ますんで、担当者なりをチャンスがあれば行かせたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） はい、ありがとうございます。

先ほど東北推進機構の話も出ましたけれども、昨年度も東北推進機構の主催で、教育旅行誘致というのも商談会を全国5か所でやっていたと思います。その中にも、やっぱりほかの自

治体さんも来られて、旅行会社と一緒に商談会されているのも見てきましたので、ぜひこれも併せて、こちら世界に向けてという部分ですけれども、やっぱり率先したそういう商談会への参加というのも町として必要なのではないかなと考えているんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 端的に言うと必要だろうとは思いますが。そして、併せて行って、実際、現地に行って、現地の人の癖なり探ってくるのも1つの手法なんだろうなと、癖を探るのも1つの手法なんだろうなあと。そしてあと、その1つの手法という言い方すると、やっぱりインターネットで前回は話したんですけれども、ユーチューブとか、その辺の外国向けの松島のよさをそういったインターネットで紹介していくというのは、そういった両輪で現地で人に会って、あとは実際会わなくても、もう画像なんかで松島のよさを展開するというようなことでインバウンドのほうはやっていきたいと思えます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） すみません、もう少しだけ確認させてください。

基本事業の④番なんですけれども、全員協議会のと時から追加された部分、国内外のメディアの誘致というのがありますけれども、これ今回追加された理由というのは何か、例えば当てがあるというか、何かそういう情報があって、これを追加したのか、それとも町が主体となってそういう何ですかね、ドラマのロケ地に使ってくださいとかっていうそういう誘致の活動を行うのか、その辺をちょっと教えてください。

○議長（色川晴夫君） 太田課長、どうぞ。

○産業観光課長（太田 雄君） これについては、前回の全協で説明した中では、基本方針3の国際的な観光ブランドイメージの強化、基本施策の2、国内外の交流を通じた松島の魅力の発信の一部として掲載していたところがございます。そして、今回、教育旅行と国内外メディアの誘致というふうなことで新たにつけ加えたんですけれども、気持ちとしては、教育旅行なり、国内旅行のメディアの誘致をより際立ちさせたいというふうな思いがありまして、もちろん審議会の意見も踏まえまして、こういうふうになら追加したというような流れでございます。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） はい、分かりました。はい、ありがとうございます。

それでは、すみません、ちょっと最後だけ、最後1つだけ。

基本施策2番の稼ぐ観光地域の体制構築に向けた支援、促進について、ちょっと詳しく教えていただきたいんですけども、着地型観光を推進していくに当たり体験メニューをワンストップサービスで売り込みができるエージェント機能の強化を図りますと、ちょっと私もちょうとよく分からない言葉が結構並んでいるんですけども、これについてちょっと少し教えていただければ、お願いします。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 調べたところによりますと、そういった体験物については松島でいうと20件ぐらい実のところがありまして、個々の施設で、個々の体験物を事業展開していると。本来であれば、例えばホテルさんなんか泊まった段階で、例えばこの体験メニューとこの体験メニューの2つを2泊3日で体験したいというような、1つの商品として宿泊についた商品として展開するためには、やっぱり窓口的なものは1本である必要があるんだろうなと。今の状態だとおのおのの施設に電話をかけて予約しなくて分からない、もちろん予約なしで入れるところもあるんですけども、そういった利便性の向上、そしてひいてはその地域経済の好循環を生み出したいというふうな気持ちで、このような記載をさせていただきました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） はい、ありがとうございます。

どうしても稼ぐ観光地ってなると、一步表現を間違えれば、観光地価格と言われかねないような松島に来たら何か何するにも高いとかというところもあるという、そういう声もやっぱり出てきちゃうと思いますので、この取組例に書いていますニーズやクレーム、情報の調査をしっかり観光事業者のほうへ、結果を共有をしていただけたらなと思っております。

すみません、もう一つ最後に、これを今後どのように町の皆さん、それから観光協会、DMO、そして観光施設のほうにどのようにこの辺を周知していくのかだけ最後お聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 先ほども少しお話しさせていただきましたけれども、例えば、観光協会さんを通じて、例えば総会のこれから総会も開催されますんで、そういった場でお話しする機会を設けたり、あるいはイベントの前に、やっぱりいろいろ打合せとかもあるん

で、その際に、小グループの中で行って、この観光振興計画こうなりますから、皆さんのお考え聞かせてください、あるいはご協力をお願いしますよというようなお話もさせていただきたいなど、現段階ではその計画ですけれども、そういった流れでいきたいなと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。8番高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 今3月ですけれども、皆さんも松島のところ、車なんかで通ればお客様、観光客がいっぱいという状態で、やっぱり今ですと卒業旅行ですかね、若い方が大変多いという印象なんですけれども、これ、やはり45号の歩道拡幅とか、あと仙石線の松島発着といえますか、そういうのが大変寄与しているんじゃないかと思います。町長の答弁でもありましたよね、今、若い人たちはあんまり車を持たないし、だから公共交通機関等を利用されるんじゃないかなと思っております。

それで聞きたいのは、これを進めていく中で、あれは何年前になりますかね、ブランディングの時だったかと思うんですけれども、観光客の方からアンケートを取って、あのときもちょっと来ている地域とか、そのパーセントとかでちょっと、今までと違っているなと思ったんですけれども、今回も計画にはないんですけれども、10年間という長いスパンなものですから、そういうアンケートを取って、それにターゲット、年代別のターゲットとかってというような考え方がないのかどうか、それだけお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 正直申し上げますと、財源がしっかり確保できれば、それはやりたいなあという気持ちはあります。アンケートというか、そういったマーケティングの必要性としては、例えばユニクロのインナーでヒートテックあるんですけれども、こいつは、今日も着ていますけれども、当初はユニクロさん、男性向けで販売製造していたと、次の年には、色をつけたり、機能を重視したら、女性の方にもその人気を得たと、これはいわゆるそのいろいろなマーケティングがあって、例えば端的に言うと顧客が求めているものと、自社が向いているベクトルが一緒にならないと分からないと思いますので、その辺でそういった調査なりアンケートなりは必要なんだろうなと思います。再三のお話でありますけれども、財源確保ができましたらば、やってみたいなとは思っています。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 高橋議員。

○8番（高橋幸彦君） それじゃあぜひ分科会でお願いして、あと町長のほうにお願いするよう

な形になるんじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 質疑ございませんか。もう大分、これより質疑者多ければ、午後にこの計画は質疑受けますけれども、質疑ございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって議案第4号松島町観光振興計画については原案のとおり可決されました。

大変ご苦労さまです。

それでは、再開を13時といたします。休憩に入ります。

午後 0時18分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（色川晴夫君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

日程第5 議案第5号 松島町特別会計条例の制定について

○議長（色川晴夫君） 日程第5、議案第5号松島町特別会計条例の制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番今野章議員。

○10番（今野 章君） 確認なんですけれども、第3条の弾力条項の適用ということで、地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができるものとするところとありますけれども、これは予算補正を可能とするというふうな解釈でいいのかどうかだけ、ちょっとそのほか何かあるのか、あれば教えてください。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） ご質問の地方自治法第218条第4項の弾力条項でございますが、まず、ちょっと説明させていただくと、まず、1点目といたしましては特別会計であることと、また、2点目といたしましては、独立採算制であることと、また、3点目といたしましては、条例で定めてあることと、今回、条例で定めていますが、条例で定めてあることと、また、4点目ですけれども、業務量の増加により業務のために直接必要な経費に不足を生じた場合で、当該業務量の増加する収入に相当する金額と、簡単に言えば、収入があつて支出ですよということの条件になるわけでございます。

一般会計、特別会計問わず経費に不足といった場合については、本町においては通常、補正の手続なり、専決処分ということでさせていただいているんですが、弾力条項につきましては、その原則を排除したもので、極端に言えば予算のない支出を認めたと、認めたとするか認めるというような条項になります。

弾力条項の適用の例といたしましては、ちょっと一例になるんですが、診療所特別会計ということがありますという中で、伝染病の発生により患者が急増と、多量の薬品を買わなければならないというようなときには補正をするいとまがない、専決いとまがないというときには本条項の適用ということにより、また治療を円滑に行うことができると。

また、インターネットでちょっと見たんですが、北の市町村になるんですが、あと南の市町村ですが、いわゆる競輪の特別会計、いわゆる馬券というか、賭けのほうが入ると払戻しは支出と、そういうのが弾力条項を適用してやっているという例があります。なぜかという、収入はいつでも調定して受けられますけれども、払戻しが高額払戻しであれば、議会にかけ専決処分のいとまがなく、その賭けた人というか、その人に払戻しをしなきゃならないというような場合は、そういう何ていうか日数が取れないということで、弾力条項を適用して、また適用後には議会のほうに報告しているというのが、ちょっとインターネット上で、私が調べた限りそういうところで弾力条項を適用している例がございました。

本来であれば、弾力条項、このような形で利用されているということになれば、本町の2つの特別会計においては必要ないんじゃないかというふうに見込まれますけれども、いろいろ様々ちょっと私も調べたんですが、これは一例になるかもしれませんが、今までの特別会計についてもちょっと弾力条項が全て条項があつたと。使うか使わないかは別の話として、また、それに伴って財務規則上にも弾力条項の適用というのが入っていると。条例を外して規則だけ残すかと、規則も廃止するかと、何らかの形で今度町として特別会計を入れ込んだときに、弾力条項がもし必要なところがあれば、その辺のない、あるの整理がちょっ

と難しくなってきた、ちょっと不都合が生じるんじゃないのかなということも踏まえて、今回、大変申し訳ございませんが、第3条でこれまでの特別会計の条例と併せて弾力条項の適用ということの条項を入れさせていただいたところでございます。

長くなりましたが、以上でございます。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第5号松島町特別会計条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 松島町監査委員条例及び松島町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第6、議案第6号松島町監査委員条例及び松島町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第6号松島町監査委員条例及び松島町水道

事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第7、議案第7号松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第7号松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第8、議案第8号松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案8号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第8号松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 議長（色川晴夫君） 日程第9、議案第9号児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。3番櫻井 靖議員。

- 3番（櫻井 靖君） このたびの磯崎児童公園の廃止という一部条例改正でございますが、手続の順番で果たしてこれでよかったのかなとちょっと疑問に思いましたのでお尋ねいたします。

磯崎保育所があった以前に、あそこでは磯崎児童公園があったというもので、まずはよろしかったでしょうか。

- 議長（色川晴夫君） 答弁。安土課長。

- 町民福祉課長（安土 哲君） お答えします。

この条例につきましては、昭和45年に最初つくられました条例となっております、その時点で、磯崎地区の児童公園があったかどうか、すみません、私、ちょっと分かりかねております。

以上です。

- 議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

- 3番（櫻井 靖君） あそこに保育所だったということで今回廃止ということになったと思うんですけども、廃止という一部条例改正が行われるというふうなことになったと思うんですけども、条例が残っていたということ自体がちょっとおかしかったのではないのかなと。保育所になった時点で廃止というふうな形をまず、取るべきではなかったのかなあと考えております。

それで、あそこがやはり公園というふうなことになって条例が残っているのであれば、公園として復旧すべきというふうなのが筋としては、まず1つあったのではないかなと私は思っ

ております。

そこで、あそこの保育所に立派な桜の木がありまして、そこで地域の住民が毎年あそこの桜の花が咲くことがすごく楽しみにしていたというふうな状況がございます。それで突然あそこの桜が切られて、大変悲しく思っているというふうな住民もいたのではないのかなと推測されます。公園として存続しているのであれば、あの桜を切らなくてもよかったというふうな状況も生まれているかもしれませんし、あそこの下でお花見をしたかったというふうなことも生まれてくるのではないかなと思っております。

ですから、公園としての再整備というふうな考えは全くなかったのかどうかそこら辺お聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） お答えします。

まず、町全体の公共施設等を踏まえたときに、また、公園等をあの場所に造るという考えを町のほうで持ち得ませんでした。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 公園を造るのではなく、この条例が残っているんだったら公園というふうな形に戻すべきではなかったのかというふうな考えはなかったのでしょうか、よろしくお願いたします。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） ございませんでした。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 大変悲しい部分でございますけれども、それでは、あの土地をどのように今後活用するのか、そのお考えをお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 皆さんご存じのところかもしれませんが、磯崎保育所があった跡地は町有地のほか保育所の施設が、磯崎漁業協同組合の土地も私たちのほうで貸与しておりました。それで、磯崎保育所がそこで運営されていたということになります。

まず、町として財産上、どういう取扱いにするかっていうことを考えたときに、一番今後、公共的なところで生かすのについては、震災以降の建物やいろんな施設を踏まえると増やして

いくという選択はもうないのかなというふうに考えました。であれば、財産の利活用も含めまして、また、磯崎漁業協同組合の皆さんとも話もさせていただいた上で、今後、売払っていくのが財産上の有効活用ではないかというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） その話合いというのは今後なさるのでしょうか。それとももう既にされて、その売払いというふうな部分に決定しているのでしょうか、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 財産の売払いとなりますと、行政財産から普通財産ということになりますので、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

先ほどのご質問の件だったんですが、正式な話ではないですけれども、町民福祉課長が申し上げたように、ちょっと関係者という方とちょっと立ち話はした経緯がございます。

それで、今の児童公園の部分、そちらが町の財産と一部漁協さんの財産と、どのようにお考えですかねということで、町としても利活用のことも踏まえ、売払いとか、そういうことでお話をさせていただいたんですが、その方の立ち話的には、町のほうにも無償譲渡はしない考えですと、町が買ってくれるんだったら売りますと有償であればと、また、町が売るのであれば、その売った方に合わせて随契ではないですけれども、そういう形で売払いというようなこともそれは可能ですねと、ただ、それは今後詰めていきますかということで、詳細ではないですが、立ち話程度では、そのようなお話は、過去に一度したところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） そこら辺はちゃんと詰めておかなければいけないのかなと思っております。やはり売払いというふうな形になりました場合ですと、町の部分だけというふうにはならないと思いますので、そこを合わせて買いたいというふうな部分というのが出てきて、価値というふうなのが決まっていくというふうなこともございますので、やはりそこら辺をはっきりした上で、きちんと計画をされるべきだと思います。ですので、やはりそういうふうな部分で、それならばその公園を何かしら桜を残して、一時的でも町民の憩いの場所にしておいてもよかったのではないのかなという考えもございますが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 磯崎保育所が廃止になる経緯については、これまで議会でもお話ししてきて、認定こども園ができますので、そちらのほうの利活用で松島と磯崎は廃止にするということで議会の承認を得て進めてきたと。

それから、あそこの解体についても、実は担当者のほうがあの磯崎保育所を中心として地域住民の方々に資料を持って説明はしているんですね。その説明の中にちゃんと立木の切り払いというのもしっかりと明記されているんですけども、そこまで快諾して、承諾したのかと言われると、私、全員の確認はしていませんけれども、ただ、そういうことで職員は何回かにわたって、あそこの住民説明会を開いたということは確かです。

それからあと、地域の方から、何であそこの桜切ったのかという問合せも私のところにも来たのもそうです。ただ、やっぱり磯崎漁協と松島の町営と2つの土地の所有者ということもあるので、今後、あそこを公園化にする方法とか、いろいろなことは考えなかったかという議論もありましたけれども、あそこの地域住民の方々が、今あそこに何を求めるかという、あまり騒がしいものを求めているようには感じなかったということもあるので、今後、今すぐ売り払いますというふうに決まっているわけじゃないので、これは相手があることですから磯崎漁協さん側と、今後については、まずはこれを今日、了解してもらったならば、今後、こういったものについての進め方っていうのは、時間をかけて、そしてどういった方々に売り払ったほうがいいのかということもあるかと思しますので、そういったものを選択肢はこれから逆に広げていかなくちゃならないというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） あと1つ、今回、そういうふうなことで、公園条例があつてというふうな形で廃止というふうな形なんですけれども、今後利用されない公園があつた場合、そういうふうな売払い目的で、公園がなくなるというふうなことはあり得るのでしょうか、そこら辺はどう考えているのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 保育所を統合してあそこを廃止したということも、手順やお話合いを持って決めてきましたんで、そういった可能性がある場合は、まず行政が地域の方にお伺いしてから、そういった意見を踏まえて判断していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） できれば、この廃止というふうな部分の条例、今回出たものが、解体前

に出ていただければ、なおさらよかったのかなと思いますので、そこら辺、十分今後の場合は、ぜひ議会のほうにも通していただきながら、進めていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかにございませんか。7番赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） 私のほうからは、この児童公園としての面積規模をお知らせください。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 面積につきましては、私のほうから答弁させていただきます。

条例上なのですが、磯崎字長田80番地の4ということになっていますので、公簿面積でございますが1525.10平米でございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） 恐れ入ります。参考までに、その接するというか、同一利用されてきた漁協さんの分の面積もお知らせください。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 磯崎保育所ということで一緒に隣のなのですが、地番につきましては磯崎字長田80番地の76ということでございまして、面積は、これも公簿地積でございますが489.73平米でございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「結構です」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第9号児童公園の設置及び管理に関する条

例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第10、議案第10号松島町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第10号松島町国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号 松島町介護保険条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第11、議案第11号松島町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第11号松島町介護保険条例の一部改正につ

いては原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第12号 松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第12、議案第12号松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。今野 章議員。

○10番（今野 章君） 10番今野です。

この条例を説明いただいたんですが、なかなかよく分からないというのがもう率直なことでございます。それで、この条例改正4本の条例について、今一括で条例改正するということになるわけですが、この条例改正によって介護保険を利用する皆さん方、また、介護保険サービスを提供される事業者の方々、それぞれにとってメリット、デメリットがあるのではないかと、こう考えるんですが、その辺について分かれば、教えていただきたいなあというふうに思うわけです。とりわけ説明資料の条文解説ございますけれども、条例に関する説明資料の1ページ、第3条2項でいきますと、ケアマネジャー1人当たりの取扱件数を見直すことに加え、新たに情報処理システムの活用かつ事務職員を配置している場合の取扱件数を規定するものと、こう書いてあるわけですね。これを単純に、私なりに解釈をすると、ケアマネジャーの取扱件数、一般的に取り扱う件数は、私の記憶だと35件ぐらいが、たしか穏当というか順当というか、そういう件数だったのではないかというふうに記憶をしているわけですが、件数を見直すということになると、多分、今の介護保険の状況を見ますと、件数を増やしていくと、あくまでも35件というのは目安的なものでしょうから今までもそれ以上やっていた可能性はあるんですが、さらにこれを拡大するということになるのかな、そうしますと、ケアマネジャーさん1人当たりの負担が増えるのではないかと、こんなふうにも解釈ができるのではないかと思っているところです。

なおかつ情報処理システムの活用かつ事務職員を配置している場合ということであれば、44件でしたっけか、足す1ぐらいのところで見直しを加えながらやっていくというようなたしか条文になっていたと思うんですが、この場合、中小の事業者ですと、こういう情報収集処理システムというのはもう既にあるのかどうかですね、新たな設備投資につながっていくということになると、事業者の負担も大きくなってしまわないかと、こんなふうにも考

えたわけなので、その辺の中身はどうなのかということなどがあります。

それからその下の4条もそうですよね、管理者が兼務できる事業所の範囲について同一敷地外の他の事業所でも可能とすると、こうなっているわけですね、今までは多分同一敷地内の同じ棟であれば、多分管理者が管理することを可能とすることなんですけど、これで読みますとね、同一敷地外のですから、外というのと、5キロ先、10キロ先、30キロ先、それも可能なのかという議論が出てきてもおかしくないかと、それで本当にきちんとした管理ができるんだろうかという疑問が生じてまいりますので、その辺についてどういうふうになっているのかなというのがございました。

そのほか第14条のモニタリングの実施に当たって要件を見直し、テレビ電話装置等の活用を可能にするというようなこともございます。これは、いわゆるたしか、月に1回ですか、利用者に面接を行って状態確認といいますかね、そういったことを行っていくことについて、モニタリングを利用することによって、利用者さんと面接を行うのは、2月に1回でよくなると、残りの1回はモニタリングでやって構わないよというふうな条文なんだなあと読んで読ませていただいたわけなので、テレビ電話装置で本当に利用者の状態というものはしっかりと見ることができるのかどうかという疑問が湧いてきます。そうしますと、利用者の不利益につながるという問題がございますし、同時に利用者も事業者もテレビ電話装置の新たなこの設置、こういうものも出てくるのではないかなと、こう思って読ませていただいたんですが、その辺はどうなんだろうかなあということもございます。

それぞれちょっとほかにもあるんですが、条文ごとにそういった懸念をせざるを得ないような条文になっているかなと思いますので、その辺についての説明をいただければと思った次第でございます。

○議長（色川晴夫君） 答弁なんですけれども、まず、介護を受ける方の、あとは事業者のメリット、デメリットから始まって、それから今条文、こうありますよね、これ順を追って答弁、お願いできればお願いします。齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） メリット、デメリットは、この条例によって活動を行うサービス事業者さんが、どのように今の事業を展開していくかということに役立てていただけるかということによってなんですけど、この改正する中身については、1つ1つ見ていきますと、メリットという面では、例えば、先ほどのご質問の中にありました同一敷地外のほかの事業所も可能とすることということで、その制約の範囲を解除するとか、あと、枠を広げるとか、ほかの方法に変えるとかということ、いろいろな可能性が増えてきているということでは、

そういう点ではメリットかと思えます。

また、対象者の方にとっては、1条から4条関係全ての条例に対して、身体拘束の適正化ということがはっきりと銘打って、緊急やむを得ない場合については身体拘束を行ってはならない、または身体拘束をする場合には、きちんと記録を取ってくださいといったようなことが、事細かに記される中身になっておりますので、この改正の内容を見ますと、デメリットよりはメリットのほうが大きいのではないかというふうに感じます。

1つ1つの条例のほうのご説明させていただいてもよろしいでしょうか。

1条関係の第3条第2項のほかのケアマネジャー1人当たりの取扱件数につきましては、何人まで取り扱うことができるということだったので、人数が増えるから負担だということよりは、もし、そのケアマネジャーさんたちの能力、または経験年数に応じて、もっと本当はできたのになということであれば、取扱件数を増やすことによって収入は得られるものと考えます。

それから、管理者が業務できる事業所の範囲内については、第4条の第3項2号でうたわれておりますが、同一敷地外のほかの事業所でも可能とするものということなので、兼務するものがなければ、特にこれは全てがそうしなさいと言っているものではないので、可能としますよということですので、管理者様の業務の余裕、ゆとりによってはほかの同一敷地外の施設についても可能であるということを示しておりますので、負担は増えると、必ずしも増えるものではないかと思われまます。

それから、モニタリングの内容なんですけれども、こちらは確かに私も直接会ってお話を聞いたり、直接、目で見て確認したいタイプなので、テレビ電話などを使うことについては、どうかと思いますが、これは毎回毎回認めているわけではなく、基本は現地に出向いて、訪問でのモニタリングをしていく中で、ただ、電話、テレビ電話の装置を使えば、訪問しないときには、それも認めますということがありますので、事業の効率化、ケアマネジャーさんの事業の効率化に向けて、そういった活用もできる可能とするというようなことでの採用となっているというふうに思われます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 1つ目の、まず、ケアマネジャーの問題なんですけれども、これ、上限が今まで決まっていたんですか。今、上限としては現状何人なのかということをお聞きをしたいなあと思えます。

それで、取扱件数を見直すことに加えというのは、上限が決まっていたんだとすれば、それを超えてもいいということになるのではないかと思います、その辺はどうなんですか。

1つ1つ確認していきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 取扱件数につきましては、第1条関係の第3条2項でございます。現在、これまでは、利用者の数35人としておりますところを、44に変わっております。ケアマネジャーさんが44件以上、もし取り扱う場合には、ケアマネさんをもう1人増やすというような単位に変わっております。ただし、情報処理システムといたしまして、事務職員を配置して、そして効率的に事務作業ができる場合においては、45ではなく49にもすることができますというようなことが第1条関係の第3条2項でうたわれております。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） そうしますとね、ケアマネジャーさんの扱う取扱件数は9件増えるということですよ、実際上、上限がね。なおかつ、情報処理システムを使えば49まで見られるということですね。私、ケアマネジャーさんの話を聞くとね、40やるのも大変だよっていうふうに聞くことのほうが多いんですよ。それが今度ね、44までということになると、明らかにケアマネジャーの負担になってしまうのではないかと、こういうふうに思うんですね。これはやっぱり問題が大きいのではないかなということと、ケアマネジャーの取扱件数がそこまで増えていくと、利用する側にとっても余裕も、ケアマネジャーもそうですけども、利用する側も余裕を持って相談するということができなくなってしまうのではないかと、こういうふうに思うんです。その辺どうなんでしょうか。

そして、先ほどもお聞きしたんですが、情報処理システムの活用とすれば49までとなっているんですが、このシステムを利用しないと、介護報酬に影響することはないのかどうかですね。もしかすると、そういう問題も先ほど、訪問介護の基本報酬が引き下がりますよということをお話をしましたけれども、もしかすると加算という条件もあるから、一律にはいかないという話ししているんですが、もしかするとこういうシステムを導入すれば、加算が出てくるよ。それで初めてその利益が生じますよということになってしまうと、これは処理システムを導入しないわけにはいなくなるわけです。そうすると、果たして中小の事業者がそれをやり切れるんだろうかというような気がするんですが、その辺についてはどうでしょう。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） ケアマネさんが1人当たりの取扱件数については、必ずしもその人数をしなさいというふうなものではないということなんですけれども、1人当たりのケアマネジャーさんが取扱件数があったとして、例えばその50人、事業者さんに、ケアマネジャーさんに頼みたいという依頼があった場合に、1人のケアマネジャーさんでは足りないので2人ケアマネジャーさんがいなければならないというふうな解釈になりますと、2人のケアマネジャーさんは50人の方を、例えば2人で割って25人ずつできるということで、条例から言いますと、45人まで増やすことができるということの中では、何ですかね取扱いはそこまで可能ですよということにはなるんですけれども、確かにその収入をたくさん得たいということになれば、そこまでしなければ、なかなか採算が合わないじゃないかというふうになってしまえば、負担が増えるという考え方もあるかとは思いますが、こちらは介護予防のケアマネジャー業務になりますので、介護認定者の1から5までの方のちょっと規定とちょっと違いまして、予防の事業というようなケアマネの業務として考えていただきますと、決して多い人数ではないのではないかなというふうに思います。

また、システムの状況につきましては、それによって加算がつくかどうかは私も勉強不足で、その辺は分かりかねるところではあるんですけれども、確かにこれからの介護事業につきましては、どんどんいろいろな仕組みをシステムですとか、そういった効率化を上げるようにというようなことで、国のほうでも推奨しているということは承知しております。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） なかなかメリット、デメリットある、どっちが大きいと言えばメリットのほうが大きいんだというそういう理屈になっているのかなとは思いますが、なかなか国のほうのね、介護保険の見直し、第9期に当たっての見直しの中で、やはり何か生産性向上というんですかね、そういうことをやっぱり目指した9期計画に対するこの考え方ですかね、あるんだろうと思うんですよ。

ですから、そういう中であって、こういう居宅介護支援等々のサービスの在り方、考え方というものが大きく変わってきているという中で、こうした条例改正も行われているんだろうなというふうに思います。とりわけ最近ね、DXということでデジタルをどんどん様々な分野に取り入れて活用してということで進めていこうというのが入ってきているわけなんですけど、果たしてこういうやり方で、一人一人の介護を利用する人々が大事にされる介護になるんだろうかという疑問をどうしても課長いっぱい答弁していただいているんですが、抱かざるを得ないという気持ちがしております。

それで、次のやつに移りますけれども、同一敷地内の考え方です。これも余裕があればということだということなんですが、余裕があったとして、どのぐらいの許容範囲があるんですかね。松島町に事業所1か所、多賀城市に事業所1か所を持っていきますと、この2か所を例えば管理してくださいって言われたときに、これは現場を管理者は離れることが本当に可能なのかなという疑問を持つんですね。離れている間に何か起きたらどうするんだろうという、当然誰でも抱く疑問を私も普通に抱くわけなんです、これはそういう可能性はないのかどうかですね。まさに利用者がいる施設等々うまく回せるんだろうかという気がするんですが、いかがでしょう。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 私も同じ疑問は持つんですが、管理者は管理者に決められた業務を推進しなければなりませんので、その管理者の職責を果たせる範囲内の地域の中での、私はその管理施設だというふうに考えます。恐らくその事業者さんもそのようにしていただけるのではないかというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 今、車の時代ですのでね、いろいろ行ったり来たりも時間を短縮できるというのは確かですけども、それにしてもね、何キロも離れているというようなことになるとね、やっぱり大変だというふうに私は思います。

それからモニタリングの関係になります。これも先ほどから、お話ししてはいますけれども、やっぱり患者の状態見るというのは、やっぱり自分の目でしっかり観察をするってことだと思うんですね。モニタリング、テレビ等を通して見るということになれば、やっぱり身体的な状況を全体をとりわけ介護サービスという状況の中では見ることはなかなか難しいのかなという気がしてしまうんですね。これ4つの条例とも同じようなことは多分、今お話ししたようなことが出てきているんだろうというふうに思います。やっぱりこれもそうすると必ずしも利用者のための措置にはならないのではないかと、こんな気がいたします。

それからさっきの情報処理システムと一緒に、と同じように事業者の負担が、またこれで増えるのかなという気がするんです。繰り返しになりますけれども、課長もそう思いませんか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 私も機械やシステムを使って、それを介して住民の方と接するというのは大変抵抗を感じますし、できれば恐らく自分だったら使わないかなとは思いま

すけれども、ただ、これからの時代はすごく鮮明に、例えば相手の方の声色や、それから顔色ですとか、そういったものがもうテレビ電話を通じてはっきりと、もう現実に近いような、そういった技術が進んだようなテレビ電話装置みたいなのできるのであれば、そういうのは実際に行きながらにして声を直接聞いたりするような同じ感覚で使えるのであれば、ぜひ使ってみたいというふうに思いますし、期待をしたいところではあります。

今回は国が示した省令改正に基づいて条例をつくっておりますので、これを条例を改正したところで、同じようにモニタリングの際にこういった装置を使うかどうかというのは、また、事業者さんのお考えもあるかと思えますし、現実本当にこれは即してないと、自分たちのケアマネジャー業務、それからサービスの提供については直接確認をするんだというような内容であればそれを妨げるものではないので、必ずそれを使ってくださいというのではなく、そういった活用もできるという範囲内で準備ができるような条例にしたいというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） もう繰り返になってしまうのでやめますけれども、例えば、情報処理システムを導入する、それからモニタリングのシステムを導入するといった場合に、事業者に対しての支援というのはあるんでしょうかね、なかなか小規模、中規模の事業者となると訪問介護等の報酬が下がったりするとね、ますます経営状態が悪化していった導入も難しいんじゃないかと思うんですね、やりたくてもできないということになると思うので、そういった支援もまた一方で必要になるのかなという気もするんですが、その辺の情報などはお持ちなんですか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 町が直接補助する事業が大変もう残念ながらないんですが、恐らくその体制整備ですとか、最新技術を取り入れる際の補助金はたしかあったと思うんですが、直接何々補助事業っていうようなご案内がちょっとできないっていうのが、大変申し訳ないんですが、調べまして、予算の特別委員会までには、そういった情報をご提供できればというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。原案に反対者の発言を許します。10番今野 章

議員。

○10番（今野 章君） 10番今野です。

今、いろいろ質疑をさせていただいたわけではありますが、なかなかそれぞれの条文で定められた内容について、やはり疑問を払拭するところまでなかなか行っておりません。ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が、35から44、最大で49まで増やせるということになったりすると。

また、管理者の兼務する事業所の範囲、これが極めて広く規定をされるということなども起こると。

さらにはモニタリングの実施によって、利用者の健康状態等、そういうものをしっかり把握することができるのかどうかということについて懸念を持たざるを得ないなど、こう思っております。

今の説明でデメリット、メリット、どちらかと言えばメリットが多いということではありましたが、私は、この条例を見たときに、利用者も、また事業者も様々な負担を結局は強いられる、そういう条例の改正の中身になってしまうのではないかと、そういう懸念をせざるを得ませんので、今回のこの松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については反対をしないと、このように思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。2番米川修司議員。

○2番（米川修司君） 米川でございます。

今回の条例の改正につきましては、まずもって国の省令が一部改正されるに伴って所要の条例改正を行うものであります。

反対討論の中には、今後のモニタリングの状況が心配ということもありましたけれども、あくまでモニタリングの手段が増えて、より事業者が柔軟に対応できるようになったと認識しております。加えて、今回はこれ確かにケアマネジャーの担当利用者数が増加ということになっていきますけれども、対象者はあくまで介護予防支援のみということで、こちらもケアマネジャーにとって、事業者にとって大きな負担増にはならないのではないかと認識しております。

最後に、課長の答弁にもありましたように、このモニタリング手段が柔軟に対応できるようになりましたし、あと担当利用者数も上限が引き上げられたということに伴いまして、何より介護事業者の事業運営上、より事業継続の可能性が拡大するという事。具体的には、収

入の増加も見込めるということがとても大きいと思っておりますし、今まで、上限よりも本来はもっと利用者を増やせるところを上限でとどまっていた事業者もいると想像できまして、そういう観点では、今までは機会損失となっていたものが、少なからず防げるというメリットも大きいと感じておりますことから、今回の条例等の一部改正については、賛成ということで賛成討論とさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） ほかに討論参加ございませんか。1番菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 菅野でございます。賛成の立場から討論させていただきます。

今、いろいろとお話はお聞きしたんですが、まず、ケアマネジャー取扱件数に関しては、私も介護現場ではないんですが福祉の現場にいますのでここに関しては増えることによって、あとは受けるか受けないかというところは、その事業者側での判断もできますので、コントロールしながら金額というか、売上げというところの部分で上げられるのかなというところで、ここはメリットが大きいかなと思いました。

あと次に、管理者が兼務できるというものに関しては、多分人員配置の関係で、管理者をやってしまうと現場社員としてカウントされないというところもありますので、特に小規模の事業所とかであれば、兼任できて、兼任できないとなると、新たに1人雇用しなきゃいけないというところ、そっちのほう負担だったりというところがあります。

あと、モニタリングの方法に関しては、テレビ電話とかに関しては、これはコロナの影響でできたもので、ここに関しては、もちろん実際、直接行くというのが本分ではあるんですが、このモニター、例えばZOOMだったりとかそういったものを使ってモニタリングをするということは可能なところでして、ここに関して逆にその現場の負担が減らせることができると私は感じました。

というところで私はトータル的に見て改正後に本当にメリットになっているのかというところはもちろん着目していかなければいけないんですが、そういった部分では私は賛成の立場というところで討論させていただきます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（色川晴夫君） 起立多数です。よって、議案第12号松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第13号 松島町水道事業給水条例の一部改正について

- 議長（色川晴夫君） 日程第13、議案第13号松島町水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。1番菅野議員。

- 1番（菅野隆二君） 1点だけ、水道整備管理行政が、厚生労働省から国土交通省に移管されるということだったんですが、これ移管に伴ってどういうふうになるのか、町としてどんなふうな影響が予想されるのかというところをちょっとお聞きできればと思います。

- 議長（色川晴夫君） 櫻井水道事業所長。

- 水道事業所長（櫻井和也君） 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律におきまして、水道法が改正されたものでございますが、今回の水道法の改正に伴う水道法施行令、それから水道法施行規則、町と関係する詳細を定めるところなんです、その改正につきましては、令和5年度中、ですから今月中に改正しますよという情報しかおられてきておりません。そちらのほうは、日本水道協会からも同じような情報しかおられてきていない状況でございますので、現時点におきましては、具体的内容については把握できないというのが現状でございます。

しかし、先週だったか、今週だったかちょっとあれなんですけれども、来週、水道法施行令、それから水道法施行規則に関する情報を共有する場、会議がございますので、そちらのほうで情報を収集して対応していくという形になります。

以上です。

- 議長（色川晴夫君） 菅野議員。

- 1番（菅野隆二君） はい、ありがとうございます。

取りあえず移管されるということだけっていう状況で、条例も改正してしまうのはどうかなっていうところはもちろんあるところではあるんですが、しかし、それを説明を聞いていただいて、どういったふうなものが、どっちつかずになって何か管理できないとかっていうところ

ろがちよつとあると嫌だなというところがありますが、その辺はまた説明聞いていただいてまた共有していただければと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第13号松島町水道事業給水条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第14号 指定管理者の指定について

○議長（色川晴夫君） 日程第14、議案第14号指定管理者の指定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案14号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第14号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

今、14時になりました。この後、一般会計補正予算というようなことになりますので、休憩に入りたいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） それでは再開を14時15分といたします。

午後1時58分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

日程第15 議案第15号 令和5年度一般会計補正予算（第8号）

○議長（色川晴夫君） 日程第15、議案第15号令和5年度一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。2番米川修司議員。

○2番（米川修司君） 米川でございます。私からは2点質疑させていただきます。

比較的分かりやすいほうから質疑します。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業のうち、ナンバー3、暮らしを応援住まいのリフォーム助成事業についてであります。

まず、交付対象の要件の中に、（3）として、令和6年3月15日までに完了するものとあります。この期限まで残り10日を切っていますけれども、実際に、もう申請した方、町民が全て全件、確実に完了するのか、もう完了しているのか、まだ一部残っているけれども、完了見込みなのかそういったところをお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 米川議員のお尋ねにお答えいたします。

申請につきましては120件ございまして、2月末現在で115件、実績報告の提出を受けております。残り5件につきましては、今現在、事業的には終わっておりますが、実績報告の提出が今週、来週ぐらい15日までに提出予定となっております。その5件が出れば、全て完了ということでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 米川修司議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。

まずもってこの人不足という話がいろいろ出ている中、残り5件についても期限内に実績報

告が出る見通しということで、安堵しております。

この続きで、今回、この事業が、リフォーム助成事業第3弾ということでしたけれども、第3弾を締め切った後、問合せがあったのかどうか。ちょうど締め切ったけれども、申請したいといったような要望が来たのかどうかということと、あと令和6年度の事業として、こういったリフォーム助成事業の第4弾的な事業を計画しているのかどうかそのあたりお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 佐々木課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） お答えします。

要望等については町民の方からは数件問合せがございました。また、町内事業者からも数件、どうすれば業者登録できるんですかといったような形のご相談ですね、要望じゃなくてご相談がございました。

また、次年度以降につきましの質問につきましては、国や県からの支援金等、こういった事業があれば活用する中で、こういったものができるか検討はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） はい、分かりました。

来年度以降も国の補助などを注視しながら引き続き、可能な範囲内で町内の事業者も含め、町民の要望に応えられるよう引き続きお願いいたします。

2点目であります。2点目は3款民生費2目障害者福祉費であります。

事項別明細書でいうと17から18ページというところですがけれども、提案理由書の中に、こども家庭庁及び厚生労働省通知により、障害者相談支援事業等が消費税課税対象となることに伴い、事業者へ未払いの消費税及び延滞金等を補正するものであります。となっております。前提としまして、仮にこの通知が来なかったとしても、障害者相談支援事業というのは、本来、消費税の課税対象の事業と認識しております。それを前提にお尋ねしますけれども、まず、この事業に係る業務委託契約書といったものが交わされていると思いますけれども、そもそもこの契約書の中に、この事業が非課税という明記があったのかどうか、まず、それをお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） お答えします。

契約書のほうに消費税のほうは含まれておらず、非課税扱いでこれまで対応してまいりました。

また、前段でそういった通知がなければ、この状態だったのかということにつきましても、たしかこの話を一番最初に戻しますと、令和5年7月4日の厚生労働大臣の質疑の中で、障害者総合支援法第77条の相談支援事業について、課税か非課税の取扱いについて全国の市町村自治体で明確でないようであるという記者の説明から、それではということで厚労省大臣のほうで、実際第2種福祉事業ということで、障害者福祉サービス計画を作成するような相談については非課税ですよ。ただ、自治体が民間企業に委託をするいわゆる日常の生活相談については課税事業でありますよってというところで初めて発言をされました。その中でも必ずしも明確に定めてきてなかったということ踏まえて、令和5年の10月4日に厚生労働省通知ということで各自治体にこの取扱いについて明記がなされまして、12月ぐらいからだったでしょうか、各自治体でそういった取扱いについて、統一じゃなくて間違っていたという理解の下に直して、今、補正予算等に計上している状況だと思われまます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） はい、分かりました。

今の答弁を聞く限りだと、まず、契約書に、消費税は非課税とはっきり明記をされていないということで認識しています。それが前提なんですけれども、あとほかの自治体の報道も受けて、私もずっと疑問があって今質疑していますけれども、そもそも障害者相談支援事業というのが、社会福祉事業に該当しないという、そういう理由で消費税は課税対象となっていますけれども、そこで疑問なのが、仮に相手先が個人ですと、それは契約書上消費税込みで総額表示が義務づけられていますけれども、請求書とか領収書も含めて、今回、相手先の事業者ということで、まず、この総額表示というのは求められないと認識しています。それが前提なんですけれども、恐らく契約書上、請負金額が消費税込みなのか、消費税抜なのかそもそも判別がつかないと、それは町としても、あと、請け負った事業者としても、その区分判別がつかないと想定していますので、だからその消費税は、事業者には払わなくていいよって言うつもりはないんです。ないんですが、契約書上、消費税込みか消費税抜きかははっきり判別できないという前提の下、そもそも追加でといいますか、消費税を事業者を支払う義務がどの程度あるのかという疑問がありましたので、そのあたりをお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） お答えします。

まず、契約書上の明記は総額表示された後に、うち消費税何円というのが一般的に表示がされております。ただ、今回はそれで、うちその表示だから払う払わないの話以前に、こういった今回の遡及分として計上しております金額の中には、3事業所ほど該当しておりまして、うち、基幹相談支援事業、これは自治体において設置義務はないんですけれども、いろいろな事業所間の調整をする相談機関が必要だということで、2市3町共同で発注している業務になります。その業務をスタートする際に、塩釜税務署のほうに、その請負業者が相談に行っております。その業者の顧問税理士が、これの発注業務に関しては課税事業というふうに認識していますが、いかがでしょうかということに對しまして、その当時、塩釜税務署のほうでは非課税ですという答えをいただいております。その時の復命書がございます。それを基に2市3町共同で契約したという前提がありますので、これも非課税の取扱いという認識もついていますから、やっぱり、今まで消費税は含まれてなかったと。ですので、それに対しては、こちらで認識して契約していますんで、払う義務があるというふうに認識します。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 今の答弁を聞いて、初めて税務署からまずこの事業については非課税取引だという、そういうふうに言われたということで、それは今初めて知りましたので、よく分かりました。ということで、今の答弁を踏まえれば、まず、消費税を追加で支払うのは妥当だろうと、今思っております。

あくまで参考までですけれども、今回は延滞金まで事業所が納めているということなので、これは事業所は、消費税の課税事業者ということですが、あくまで参考までに、もし相手先が消費税の課税事業者でない場合、免税事業者であった場合でも、これはやはり追加で消費税を先方に渡すのでしょうか。実際、町から消費税を支給しても、先方は国へ消費税を納める義務は生じないんですけれども、参考までにお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） すみません、消費税の課税事業者の基準なんですけれども、1年間で1,000万円以上の収益がないと非課税という取扱いになりますので、その基準に該当しなければ消費税を支払う義務は生じないと思います。こちらから例えばお支払いしたいとしても、その前提で対応しなくちゃいけないんですけれども、また、消費税を支払う事業者かどうかというのは、支払うだろう1,000万円以上収入あった年度の前2年に、2年の間で消費

税相当額の収益があったかどうかで判断されるということもありますので、そういったことを加えて、今回、確認をさせていただいたところ、そういった対象になるだろうということで補正予算のほうに延滞税と加算税を含み計上したところです。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） はい、よく分かりました。

確かに、税務署に課税、非課税の可否判定をされたということですが、実際は税務署の担当者によって回答が異なる場合があるというのをそう認識していますし、なかなか、こういった社会福祉の分野は、課税、非課税の判別が難しい部分もあるんですけども、実際何ていうんでしょう。繰り返しになりますが、国が何ていうんでしょう、こども家庭庁の厚生労働省の通知があつて初めて課税対象になるわけでは決してなくて、従来から、今まで、この事業の内容は同じですので、今、課税対象と言われたならば、もう事業の開始当初からこれは課税対象の事業となりますので、それは課税当局もそういう見解かと思しますので、なかなか難しいところなんですけれども、この消費税の取扱いというのは、これからより注意して事業に取り組んでいただければと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。1番菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 米川議員の部分でちょっと追加で教えていただきたいんですが、現年分で81万何がして、過年度分で420万何がしというところがあるんですが、これが何年分なのかというところと、あと未払金とその延滞金がどれくらいの割合なのかというところ、分かれば教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） お答えします。

まず、遡及した分は5年間分ということで、平成30年、令和元年、2年、3年、4年度を今回の補償補填及び賠償金のほうに計上しています。

現年分につきましては、委託料のほうで、消費税も含め変更契約をするという取扱いで、委託料に計上しています。こちらが81万2,000円です。

現年分につきましては、今回の事業年度の最低でも3月31日までには申告をするということ前提の下計算していますので、延滞税の加算税も含まれておりません。ただし平成30年度からの分につきましては、延滞税、加算税とも計算をしております。全体の81万2,000円と422

万3,000円を足した503万円のうち、正確でないんですが、延滞税につきましては24万8,700円をこの中に加味しております。加算税につきましては35万5,000円を計上しています。延滞税24万8,700円、加算税35万5,000円です。

ちなみに延滞税につきましては、税率のほうは、いわゆる起算日から始まって14.6%というんじゃないで、租税特別措置法に基づいて8.9%のほうで計算というような指導もあって、それで踏まえています。

また、加算税は、当該事例の場合、無申告加算税ということで、自ら申告した場合は5%に軽減されるかもしれないというんですが、通常の15%で計算し、申告に当たりたいと思い、予算を計上しています。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） これ平成30年まで5年分遡ったというところなので、平成30年前のものに関してはないというところなのか、5年過ぎているから払う必要がないというのか、その辺ちょっと詳しく教えていただければ。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 平成30年度以前も相談支援事業についてはございました。ただし国税通則法第70条に基づくと、5年まで遡及が通常通例であるということに基づいて、ほかの自治体も5年遡及ということで合せて、今回計上しているところです。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 5年、その前も実際はあったというところなんです、ほかの市町村でもというところだったんですが、米川議員もおっしゃったんですが、これ障害者相談支援事業所の課税事業者になっているという理解している市町村もあったわけなので、多分それが当たり前だからこそ、ほかの事業所でニュースにもなっているのかなというところではあるんですが、これを受けて、致し方ない理由ではあるなというところももちろんお聞きして分かったんですが、今後の再発防止のための対策だったりとか、これを受けて何か点検全部したとか、そういったものがあればと思って教えてください。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） まずは当課のほうで障害者福祉法第2条にある事業等について洗い出しをし、いわゆる日中一時支援事業であったり、地域活動支援事業については非課税

である確認を取りました。これは2市3町、共有の話題として確認を行いましたので、またそのあとに介護保険特別会計で出てくるかと思うんですが、介護保険のほうの事業にないだろうかということで洗い出しをしまして、税務署との確認やり取りをして、今回の補正予算の計上に至っておりますので、これ以上ないという認識の下、調べて補正予算のほうに計上しております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 分かりました。じゃあ介護予防のほうに関しては、またそのときにちょっとお聞きさせていただきますので、今後ないようにしていただければというところをお願いして、以上で終わります。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。4番櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 4番櫻井貞子です。

ちょっと分からないので、お聞きしたいんですけども、地方厚生臨時交付金の中の2番、防犯灯LED化促進補助事業のところ、事業費が1,000万円で、補正も1,000万円となっているんですが、国費が720万円で、50万円増えているという部分については、どういうわけで、国費が50万円増えたのか教えていただきたいんですが。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤進君） 国費が増えたというのではなくて、左側に補正前ということでございますが、次のページになりますけれども、当初、この計画6事業をやるときに、全体で約8,300万円の事業ということで、大体、その事業費によって案分をして、国費を割り振ったとか、そういうことにしたんです。ただ、今回補正で事業費の減額になっているということがございますので、全体の国からの内示分、そちらを案分の形に分けるということになったもので、事業費が減額になっている部分、事業費が変わらない部分についても、国費のこの案分率が変わっているということでございまして、国からの国費が増えているとか、そういうことじゃなくて、全体の事業費のほうの案分率がちょっと変わったということでございます。

以上でございます。（「はい、分かりました」の声あり）

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 脱酸素の取組でLEDの街灯が次々と設置されておるわけで、今回1,000万円なので、一基当たり5万円の費用がかかるので、200基新たに設置されたんだとい

うふうに思うんですけども、今、どのぐらい設置されているのか、そして、まだ未LED化されているのかというのも、もし、分かれば教えてください。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今回の交付金事業としては、予算上は全部5万円でやっていますけれども、実際、金額にばらつきありますので、全体、今回は実績としては265基の整備が、この交付金でできましたと、あと、前にも町灯はもう100%LED化が終わっていますという話、去年多分されていると思うんですが、地区のほうは、今回、交付金事業で265基をやって、そのほかに通常の何ていうんですかね、国費ではない単独での部分も含めると大体9割がもうLED化になっているという状況になっています。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○4番（櫻井貞子君） はい、承知しました。

それでは、次の質問をさせていただきます。

まつしま家計応援商品券配布事業、たしか臨時会のときも私、質問させていただいたんですが、この多分この配布事業、9月のお彼岸の頃の配布の商品券だったのかなと思うんですけども、住民の方たちのなりわいというんですかね、生活のいろいろな諸行事によって、やっぱりお金を使うっていうかね、お金をかけてお彼岸の準備をしたり、お正月の準備をしたり、そして小正月の準備をしたいという、住民の方々の生活を十分に町の方たちもご存じだとは思いますが、この商品券、前はコロナ禍は並んで大変な思いをしていたんですけども、この郵便を利用して、自宅に配布されるという形で、とてもいいことだとは思いますが、配布する地区が、地区によっては本当に今もらったらとっても助かるのになあとこの時期に、なかなか届かない。実際にお店のほうにはもう、その商品券を利用して使っていると、使っている人もいれば、使っていない人もいると、そういう不合理性もありますので、やっぱり、それは地区ごとに配布する順番とか、一遍に配布できないという事務的な手続もあるとは思いますが、やはり住民の生活のなりわいにやっぱり即したことを考えていただきたいなというふうに思います。

そして、今ちょうど2月25日までに、ドドンパ商品券、利用させていただいて、住民の方も大変喜んで、いろいろ生活の物価高に対応したもので使っているんですが、500円の券という形で今回初めて、今回のこの議案ではありませんが、遊園地のチケットのようなミシン目が入ったもので、それを500円単位で住民の方が利用しております。実際に、商店の方は、商店

主は、500円のチケットをA4判の申請用の紙に1枚ずつ貼って、そして商工会に請求をするときに束にして、そして届けているんですね。そういう意味では、商品券の印刷面等について軽減しているんだとは思いますが、実際に、私たちの購入する先の商店のほうでは、そういう何ていうんですかね、細かなことですが事務が逆に増えているという部分もあるので、その辺はこの商品券を計画、立案、そしてどういう配布期間にするか、そしてどういう内容にするかという形では、きちんと把握して打合せをしているんでしょうか、お聞きいたしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業課長（太田 雄君） 家計応援商品券の配布は8月から10月1日ということで、配布して、このときは500円つづりを10枚という形で、印刷して、配達をしておりました。それで、ドドンパのほうで、これ家計応援のように束にすると、正直ちょっと時間がかかっちゃうということで、ぺらの紙で500円の10枚を切って、使ってもらおうという形になりました。

理由としては、こちらのほうも早く町民の方にお渡ししたいというのもあり、その印刷がなかなか時間がかかっちゃうという理由で、そういう1枚物のぺらで正直、もうやらざるを得なかったっていうのが正直なところです。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） それは商工会議の方との打合せもしているということですか。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 役場としては500円をつづりでやりたかったんですけども、商工会さんのほうから、もう間に合わないんで、この形にさせてほしいというようなことで、そういたしました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○4番（櫻井貞子君） 先ほど私が申しあげました、商店主の作業のこともご存じだったんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 作業のほうが大変だというのは、いろいろお話も伺っていただいて承知はしておりました。ただ、これ何分、自分の自社のほうにお金入るといような手続なものですから、その辺はいささか、もう大変なのは分かるんですけども、やっぱお

金もらう限りは多少の努力は必要なんではないんでしょうか。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○4番（櫻井貞子君） はい、承知いたしました。

今後また同じような形での取組というのも、もし、あるとすれば、時間にゆとりがあれば、迷惑のかからない程度のをやはりするべきなんではなかろうかなというふうに思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ちょっと新型コロナ接種対策事業のちょっと関連なんですけれども、新型コロナワクチンの全面公費による接種が令和6年3月31日をもって終了となるわけなんです。今後の新型コロナワクチン接種については、インフルエンザと同じように高齢者に対しての一部補助みたいなのが行われるようなことになるのか、その方向性について分かれば教えていただきたいんですが、よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 令和6年度の予算の特別委員会のときに、もしかしたらそのお話が出てくるかと思えますけれども、コロナのワクチン接種につきましては、4月1日以降、定期予防接種化ということで、インフルエンザと相当の同等の取扱いとなります。秋から冬にかけての年1回くらいの接種が時期となろうかと思えますが、それに向けてたまたま塩釜医師会と料金設定、それから自己負担を幾らにしようかということで調整中でございます。その接種に当たりましては、町民の方々にも詳細が決まり次第、具体的なことを周知差し上げる予定となっておりますが、4月1日の時点ではもうその周知の詳しい内容まではまだ難しいかというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第15号令和5年度松島町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第16号 令和5年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（色川晴夫君） 日程第16、議案第16号令和5年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第16号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第16号令和5年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第17号 令和5年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（色川晴夫君） 日程第17、議案第17号令和5年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。1番菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 1点だけ、先ほど言っていたところではあるんですが、10ページの介護予防教室業務委託に係る消費税のところなんです、現年度分が43万何がしというところだと過年度分に関しても、ほぼ、あまり変わらず48万8,000円というところなんです、ここに関しては介護予防教室業務委託がそんなに前からではないからというところのものなのか、その辺をちょっとご説明いただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 12節委託料は現年度分ということで、令和5年度分の消費税相当分を計上しております。こちらには延滞金は入っておりません。21節の補償補填及び賠償金につきましては、令和4年度分の事業費に対する消費税等延滞金ということで計上させていただきます。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） じゃあ遡る令和4年度分のみというところで大丈夫でしょうか、はい。

あとは提案理由書のほうを見ると、介護予防教室事業が消費税課税対象となることに伴いと書いていたんですが、これは急になったわけではなくて、もともと課税対象だったというところなので、こういったところを突っ込むのは性格の悪さだと思うんですが、何かそういったところまで、せっかくこうチェックして見つけたものなんであれば、それはしょうがなく、なので、気持ちも分かりますが、今後ないことをお願いします。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第17号令和5年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第18号 令和5年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）

○議長（色川晴夫君） 日程第18、議案第18号令和5年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第18号令和5年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第19号 令和5年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算
（第2号）

○議長（色川晴夫君） 日程第19、議案第19号令和5年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第19号令和5年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第20号 令和5年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（色川晴夫君） 日程第20、議案第20号令和5年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第20号令和5年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案21号 令和5年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（色川晴夫君） 日程第21、議案第21号令和5年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 1点だけ確認の意味で教えてください。

事項別明細になりますが、2ページ、いわゆる初原準幹線の減額の部分でちょっと詳細説明を聞かせてください。その理由等です。お願いします。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井和也君） 初原準幹線築造工事のほうかなと思うんですが、こちらのほうは、事業費が確定しまして差額の分、補助金等々もありますのでその分多くなった部分を軽減しているという形になっているだけです。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい、結構です」の声あり）ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第21号令和5年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

ここで総括質疑に入るわけですが、ここで休憩に入りたいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） それでは、再開を3時10分といたします。

午後2時55分 休 憩

午後3時10分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

日程第22、議案第22号から日程第29、議案第29号までは、令和6年度各種会計予算に関する議案であり、提案段階で一括議題とすることに決定しております。

質疑についても一括で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

日程第22 議案第22号 令和6年度松島町一般会計予算

日程第23 議案第23号 令和6年度松島町国民健康保険特別会計予算

日程第24 議案第24号 令和6年度松島町後期高齢者医療特別会計予算

日程第25 議案第25号 令和6年度介護保険特別会計予算

日程第26 議案第26号 令和6年度松島町介護サービス事業特別会計予算

日程第27 議案第27号 令和6年度観瀾亭等特別会計予算

日程第28 議案第28号 令和6年度松島町水道事業特別会計予算

日程第29 議案第29号 令和6年度松島町下水道事業会計予算

○議長（色川晴夫君） 日程第22、議案第22号から日程第29、議案第29号までは、既に、提案説明が終わっておりますので、直ちに総括質疑に入ります。

総括質疑に当たり質疑者は挙手の上、はい。それでは、8番高橋幸彦議員、登壇の上、質問

願います。

○ 8 番（高橋幸彦君） 8 番高橋幸彦でございます。

総括質疑の露払いということで、明日まで一応 7 名から 8 名予定されているみたいですので、私のほうは今日は本当に簡便にやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まずですね、1 月 1 日におきまして、能登半島地震で犠牲になられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

また、翌日の日航機と衝突いたしました海上保安庁航空機の 5 人の殉職された職員の方々にも同じく、ご冥福をお祈りいたしたいと思います。

それでは、早速、総括のほうやっていきたいんですが、まず、予算案の中で、まだ、特別委員会を設置されておりませんで、議決もされておりませんが、議会費の役務費で可動式コンピューター端末等賃貸料、すなわちタブレットのリース料が予算化されております。これは議会からの四、五年前からの要望を認めていただいたものでありまして、通りましたら、本当に議会のほうへの配慮をいただいたということでありがたく思っております。

ただ、議員の中には私を含めて、二、三人のデジタルに疎い議員が、正直、小学校の低学年ぐらいじゃないかと思うんですが、技量が、おりますので、先輩ですね、慣れた議員の方々や、事務局の職員の教えを受けまして、何か有効に本当に使いたいと思います。まず、これを前振りということで、お願いいたしたいと思います。

今回の総括の大きな問は、まず、私も議員なりまして 19 年になります。それで、なりました時が平成 17 年でしたので、そのときの人口がちょうど長期総合計画が 5 年ごとですので、2005 年は 1 万 6,193 人、それで、米川議員も質疑していましたが、最新の広報まつしまの 3 月号では、1 万 3,049 人ということで、3,000 人以上減っているということで、本当にいろいろな方の一般質問の中で、町長も答弁されておりましたが、日本全体の問題でもありますけれども、我が町でも一番大きな問題じゃないかなと思っております。

それで、2 月 28 日の新聞に、こちら切り取ってきたんですが、河北新報ですが、2023 年の出生数は過去最少の 75 万 8,631 人で、逆に、死亡者数は過去最多の 159 万 503 人となり、自然減は、83 万 1,872 人と最大の減少となっております。河北新報の 20 面に、この各自治体の現状と対策を載せていたんですが、これにも町長が答弁されたと思うんですが「地元就労へ、男女格差解消鍵に」というふうな大きな見出しがあります。米川議員の一般質問で町長は大体のところは答弁されたと思うんですが、また、私のほうにも答弁をお願いしたいなと思うんですが、よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） もう少し具体的にですね、何を聞きたいんですか。

○8番（高橋幸彦君） やはり地元就労が大事とか、社会増が幾らかはなっていますが、やっぱり自然減のほうが大きいので、どんどんこのままでは減って行って、もう1万4,000人という、2025年までですか、そちらのもう目標は完全に破綻しているような状態ですので、それを幾らかでも減少幅を抑えるための施策を町長のほうからお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 人口問題につきまして、今1万3,000何がしかじゃないかという話でございましてけれども、これは毎日毎日、私は正直行ってあまり広報の裏を見るというか、人口を見るのがあまり好きじゃなくて、ある議員さんに、あそこにマイナス、三角ばかりじゃないかというお話もあったのでありますけれども、どうしてもやっぱり生まれてくる方よりも亡くなる方のほうが多いのが正直現状であります。来年、来年度ですね、令和6年度から7年度にかけて次期長総も考えていくわけでありましてけれども、今、1万4,000人という人口フレームでも、ずっとここ8年ぐらいになりますかね、来ております。それで、そのフレームについて、今後見直すか見直さないかについての議論は、また次の長総での議論はしていませんので、ここで私がはっきりやるとかやらないかということじゃないんですが、あくまでもやはりそこは目標としてやっぱり目標値として自分とすれば高いかもしれませんけれども、そこに向けて町がどれだけのことをやられるのかという内容で、実は今取り組んでいるのが現状の把握かなというふうに思っております。

今回、施政方針の中で、一応この人口増と人口等についても、地域の見直しなんかも図りますと、愛宕駅周辺等については見直すとしっかりとうたわせていただきましたんで、どういうふうにその辺を見直すのか、それから、これまで地区計画を立ててきたところについての今後の進捗をどう図っていくのかということですね。そういったことを総体的にしっかりと捉えて、次期長総の中で議論していきたいというふうに思います。

今ここで1万3,000人もそろそろ切るんだから、仮にの話ですけれども、それを下回る数字で町は考えないのかということであれば、ギアをマイナスのほうに入れることになりますので、あくまでもプラスにしておきたいという考え方で私はいきたい。

ただ、物の全ての公共施設等、学校も含めてそうでありますけれども、いろいろなものについては、当初、一番最初は2万5,000人という例えば、高橋議員が議員さんになった頃のあたりは多分2万5,000人ぐらいの目標で、水道から何から全部考えたはずだと思うんですが、それが大きく変わってきておりますので、その実態に合ったやっぱり物の考え方というのは、し

っかりとしていかないと、町民の方々に負担をかけるということになるかもしれませんので、そこはしっかりと捉えてやっていきたいと、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 高橋議員。

○8番（高橋幸彦君） 今の町長の答弁の最後のところですね、地区の住民ということで、私この総括で一番メインにしたかったのはそこらなんですね。各種の地区の役員とかですね、団体の成り手不足ですね。それと先ほど障がい者計画の中で民生委員さんの、民生委員さんをお願いする事業ということで、民生委員、児童委員さんの成り手は本当に深刻で、1人で2地区が当たり前みたいな状態になっていますし、またあと、住民の方から言われたのが、交通安全協会の役員ですね、そちらのほうの成り手不足、全部ですよ、消防団や婦人防火クラブ等々、全部だと思んですが、今、町長の答弁で、一応1万4,000人は目標に掲げていくが、長期総合計画に上げる施策というのは、特には、なかなか難しいと思うんですけども、そちらの成り手不足に対しての考え方お示しいただきたいと思うんですが。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今日もいろいろな高齢者も含めてそういう方々を見守りする方々等で、民生委員さん等々、各地区、お願いしているわけでありましてけれども、そのときに区長さんを介していろいろお願いしているわけでありまして、これは松島だけに限らず、県内各自治体、全て同じような悩みで、やっぱり成り手がなかなかいないというお話で、それで民生委員の報酬の在り方についても、もう少しこの国のほうで少し考えるべきではないのかというお話も出ていることは確かであります。仮にそこで報酬が上がったから、じゃあすぐいるのかというと、これまた疑問が生じるわけでありましてけれども、できるだけ民生委員さんのほうに町はお願いする立場でありますので、様々なご意見を賜りながら、やっぱり頼んでいきたいというふうに思います。

この頃庁舎内でよく議論というか、お話しするのは、その立場その立場の役割はそれ以上のことにはあまり求めないようにしていこうかという話をしております。何でもかんでももうこの人に頼めば全て云々ということで、それがやっぱり行政区長さん方の負担にもかかってくるので、やっぱりその辺の制度設計をちゃんとやっていこうということで、去年もちょうど区長さんが多くの方入れ替わったのが、ちょうどもう1年ぐらい前ですけども、そのときも担当のほうから行政区長の役割というものをあえてこういうことなんですということで、資料で配付させていただきましたけれども、ただ、そう言っても、やっぱりお願いするのはもう区長さんを頼っていくしかない。特に人のことに関しましては、やはりどうしても地

域を知っている方ということをお願いしていますが、何らかの方策で、交通指導員については、この間、1人やっと入会というんですかね、指導員になっていただいた方がおられますので、本当によかったなと思います。松島町は幸い消防団にしても何にしても、また周りの市町村から比べると、まだ人数多いほうになっておりますけれども、それに甘えることなくしっかり町はお願いすることをしっかりお願いをして、対応していきたいと、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 本当にやっぱり区長さんに、町からの要請でということで、区長さんも大変苦勞しておられるんですが、こういう役員の成り手不足の関連で何かの本で読んでいたんですが、いろいろ方法はあるんでしょうけれども、私、聞いていてちょっと分からなかったのが有償ボランティアという言葉なんですよね。ボランティアというのをグーグルという名前言ってあれですけど、それで引いてみますと、無償のというふうな意味があると思うんで、有償ボランティアっていうと何か矛盾するような感じなんですけれども、そんな高額の報酬じゃないんでしょうけれども、例えば、年5,000円とか、1万円とか、それぐらいのあれなんだとは思いますが、そういうような方法で解決するかどうか分かりませんがやはりいろんな策を講じてもらって、やはり地区の方々に大きな負担がしわ寄せが行かないような施策を取ってもらっていただきたいと思います。本当に人口減少をとめるというのは日本全体、宮城県にしても、都心に一極集中しているというような状態ですんで、なかなか難しいと思いますけれども、ぜひ、町長の力で解決していただきたいという言葉ができますけれども、ここでこちらのほうは終わりにしたいと思います。

次に、これはもう米川議員、一般質問で聞いたんですが、減少対策としての移住定住の促進社会増ですね、そちらのほうなんですけれども、米川議員の一般質問でもありましたように社会増は町長はじめ企画調整課の皆さんのご努力で、2年連続ですか、増えていますし、大変よい成績だったんですけれども、それにつけても今はやめましたけれども、以前やっていた商工会青年部でやっていたワクワクカップリングパーティーですね、令和、あれは大変言葉は悪いんですが、成果がありまして、私の周りでも、ワクワクカップリングパーティーでご成婚したと、子供も生まれているという方が多かったんですが、ちょうど時期的にあれを事業がイベントといいますか、それが成功したんだと思うんですけれども、今いろいろみやマリ！とか、それから、新婚さんの引っ越しとかというような事業ありますが、やっぱり社会増続けているんで、施政方針見てもそれを継続するみたいな施政方針だと思うんですが、

そのことについて、また町長からよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） さっきの土地利用等についてちょっと補足すると、今、結構松島町の中心部等で、結構空白地、更地のところが出てきておりますので、そういったところで松島町のほうに、こういった計画がしたいんだがというところが来ていることがあるとすれば、そういったものについては町としてしっかりと相談に乗って、対応していきたいというふうに思ひます。

今日、磯崎保育所の話が出ておりますけれども、これも漁協と町でさあ売ろうかという話題が、まだ合致しているわけじゃありませんので、こういったものについても、町もしっかりとしてどういったものになっていったらいいのかも調整していきたいというふうに思ひます。

それから、今の商工課青年部に2年ぐらい前まで、ワクワクカップリングパーティーということで、たしか30万円ぐらい予算やっていたかと思ひますけれども、商工会青年部のほう自体が、いや、もうこれ大変だということで、当時の部会長さんのほうから、「町長もそろそろ、たしか10回だか何かやったんで、ここでけじめをつけたい」ということで、向こうからお話があつて、そうかということで、引受けいたしました。かといってすぐじゃあ予算ゼロにするかということじゃなくてね、商工会青年部の人たちは、多分明日も、四季島が松島に来るので、四季島の送迎等にずっと最初からも関わっていらっしゃっているので、それを継続してまた、松島のPRをやっていただくんだらうなというふうには思つております。

それからいろいろな婚活に関して、みやマリ！だったり、それから県の青年課、宮城県のほうの青年会議所だっけか、（「はい」の声あり）青年会議所でやっている昔からの要するにお見合い方式ですね、これをやっているわけでありましてけれども、私は県の会長やっているときに、実はてこ入れをしてほしいんだという話でありました。それはなぜかということ、もう事業としては継続していけないと、「だったらやめたらいいんじゃないか」と言ったんですが、何とか3年間をやっていききたいということでもありますので、その3年目の節目が令和6年なんで、6年までの実績で、市町村、これは仙台市も含めて、仙台市はたしか50万円だったんですけれども予算を入れて、応援している事業であります、こういった事業の推移を今見ていると、もし、成果が上がらなければやめますということでもあります。そういうことで今取り組んでいます。

ただ、その反対側に何かあるかということ、今言われたみやマリ！というのがありまして、このみやマリ！は登録制度で、個人が登録、お金をかけて、入会金か何か払って参加するわけ

ですけれども、このマッチングのほうは、やっぱり今の人たちには合っているようでございまして、相当数のマッチングアプリの件数が増えているということは聞いております。そのアプリの件数プラス、じゃあその成婚率が幾らになっているかまでは、私、ちょっと掌握しかねていますが、結構いい数字が出ているんだなど、それがまた町内の方にも何組とは言いませんけれども、波及しているということは確かでありますので、それは今、県がそういったことに対して、一生懸命力を、宮城県としても人口減が、これは喫緊の課題なんで、県としてもそこに力を入れているということでございますので、町もそれにのっかってやっていきたいというふうに思います。

ただ、これはやっぱり町内のことを考えれば、もう少し町で、それこそ何て言うんですかね、やっぱりそういう出会いの場というのをつくられるような場所をつくってやる必要があるのかなあというふうなことは私も感じておりますけれども、じゃあ誰がどういうふうにするんだということで、何かの研修会があるときはできるだけ参加するよという若い人たちに、うちの職員も含めて、誘いかけさせたりして、そういう出会いの場というものをできるだけ多くしていきたいというふうには思っております。

○議長（色川晴夫君） 高橋議員。

○8番（高橋幸彦君） やっぱり商工会青年部のワクワクカップリングパーティーはちょうど青年部の方々の年代的にもちょうどよかったのかなと思うんですが、それでああいうふうな成果が上がったんじゃないかなと思っております。

それで、一応、次はということで、やはりこの3月号に大きく載っておりますこども未来アカデミーですよ、6年生の方々、町長3小学校に行かれて、いろいろな子供たちの意見が出たと、やっぱり将来のことを考えるのは子供たちのほうが一番いいんじゃないかなと思っておりますので、次はそちらのほう、恐らく何かで私どものほうにも知らせがあるんでしょうから、それを期待して、この社会増の質問のほうは終わらせていただきたいと思っております。

次に、少子化として心配なのは第五小学校の複式化ということを心配して、この施政方針に対する総括質疑、書いたんですが、初日に、一般質問の通告を見ましたら、1番の菅野隆二議員が五小だけじゃないですけども、小学校の今後のということで、そのときに教育長のほうからも随分答弁いただいたんですが、そのときにあれですね、五小の小規模特認校と、それに応募するのに幡谷の住民の方々ですか、PTA含めて、そちらの方にアンケートを取っているというような話だったんですが、イメージすると塩竈の浦戸の小・中学校みたいな感じでよろしいでしょうか。私はやはり五小は、環境的にも大変いいですし、これで進めて

いただけたほうがいいんじゃないかなと思っているんですが、それともう一つ、第五幼稚園ですね、あちらは完成のときに、私らも招待されまして、床暖で木材を使って、大変環境のいいところだったので、あそこも何とかそういうような地区外からというのはなかなか難しいんでしょうけれども、そういうようなもので何か考えはありませんでしょうかね。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 第五小学校等について、今、全体に、松島町の町内の学校についてということで、菅野さんから一般質問を受けておりますけれども、教育委員会と相談を申し上げて、令和6年度中に特認校としての在り方がどうなのかということをもとめて、なるとすれば7年度なのかなあとと思いますが、後で教育長のほうから補足答弁させていただきたいというふうに思います。

これは別に五小だけに限ったわけじゃなくて、町内のそういった方々が、もし、これは1つここではっきり申し上げたいのは、送迎までは町は関与できませんので、ご父兄の方々がもしそういったことが可能なのであれば、そういう地域性、学区制とは言いませんけれども、そういうものを撤廃してどうなのかというお話になるかと思えます。そういったことで今後いろいろ今アンケートをまだ1回目回収されてないと思いますが、再度、令和6年になってからまた2回目のアンケートを取るというお話でありますので、そういったアンケート結果等々をいろいろ検討材料にさせていただいて、今後の在り方についてちょっと検討していきたいというふうに思います。

今日、河北に何かちょっとイレギュラーなこと書いてありましたけれども、あれはあれでしっかりそういったものをあの名称がいいか悪いかは別として、そういったものをきちっと検証する機関を持っていないと、先に進みませんので、それらについての立ち上げも真剣に考えていきたいというふうに思います。また、そのときには議会のほうにもご相談申し上げたいというふうに思います。

それから、第五幼稚園の在り方については、令和3年の年に、私がここで令和、たしかあれは令和7年あたりから、こども園か何かに第五幼稚園も考えていきたいというお話を申し上げているかと思えます。ただ、そのときの感覚と、あのときは汚く申し上げれば、品井沼駅前辺りを地区計画で、誰でも家を建てられるようにやっていけば、もう少し自然増があの地域周辺に期待できるのかなということで、ちょっと高望み私、個人的にしてみましたので、それでちょっとなかなかこう思うような数字が上がってきていないというのが正直なところであります。

去年の幼稚園のいろいろな行事に参加してみても、例えば運動会なんか行っても、やっぱり少ないなあと思いつながら、ご父兄の方が3倍ぐらいいらつしゃると、じいちゃん、ばあちゃんまで来ていますので、いろいろにぎわってはいますけれども、主役がやっぱり少ないなと思って見ておりました。

そういった中で、今、令和7年というのは、ちょっと数字、年数的なものについては、これも後でいろいろここで私が言うと、また、それで決まったというふうになつちゃうと困るんですが、令和7年の移行についても、もう少しこう検討することも、その五小の特認校と併せて必要になってくるのではないのかなというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） 関連で、内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 小規模特認校については、菅野議員のところでお話ししましたが、もう1回だけ確認させていただくと、五小の学区を外しまして、町内の小学校から自由に五小の学校経営に魅力を感じたお子さん、親御さんが行けるといふ、学区を外したので行けるといふような方向でやろうと思っております。それで、今年の3月1日にアンケート発出しました。今のところ回収は180くらい来ているそうです。一つ一つまだ精査はしていませんけれども、アンケートは、幼稚園、保育所、認定こども園、それから小学校のお子さんたちということで、相当数やりました。ただ、紙媒体でないので、なんでしょう、こちらに来る確率は低くなるかもしれないですけれども、傾向は読めるのではないかなということで、あと、町長もお話ししたように、もう1回、9月、10月あたりにもう1回やって、いよいよちょっとさらに深く考えていこうかなということです。

現在今、第五小学校は、実は複式学級になっているんです。もうなっているんですけども、県に申請することによって、1人加配というのをもらっているんで、何とか、1学級1人の先生でやっています。ところが、令和7年度になると、複式が2人になって、加配を幾ら申請しても1人しか来ませんので、1学級は複式になつちゃうということになります。少ないお子さんの中で学習するのは別な意味でメリットはあるんですけども、別な意味でデメリットもあります。言語環境とかがあまり発達しないってよく言われておりますので、そういうところないよということ、小規模特認校制度にちょっとチャレンジしてみようかなということがございます。あとは、町長と連絡というか、話を密にしながら、いろいろなことを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 去年、おとしとその前ですかね、私、カキ生産者という立場で、杉原県議会議員、町議会議員でしたけど、その当時は、2人で先に二小、それから次の年五小と、学校給食を食べたんですけれども、二小の生徒も大変活発でしたけれども、五小の生徒はそれを上回る活発さといいますか、あれですね、何というんですか、しつけというのではないんですけれども、大変行っていた一小とはまた違った意味でね、すごくいい学校だなという思いをしたことを思い出しておりますので、ぜひ、本当に今日の河北さんの書きぶりだと、何かなくなるような話のような書き振りだったものですから、ぜひ残していただきたいなと思っております。

そうですね、あと品井沼の地区計画、せっかくやったのに、やはり新しい人が来ないというのはちょっと残念な気持ちもしますので、引き続きやはりこの前も佐々木企画調整課長とか、東京に行かれたっていう話も町長言っていましたので、ぜひその機会を増やしていただいて、品井沼に新しい方々をぜひ呼んでいただきたいなと思っております。

次に、私、今現在もですが、宮城東部衛生処理組合の議員をやっております、本当でしたら、もう3年になりますので、一般質問で1問ぐらいはごみの問題をやらなくちゃいけないんですが、不勉強のため、ちょっとできないでおったんですが、今回、櫻井貞子議員がごみのカレンダーの問題でやったんですが、うちの場合は、課長答弁でA4にして貼っているという話だったんですが、うちは今年のは表で、前年のを裏にしてA2ですか、あれはね、A2のやつを上下にしているんですけれども、そうすれば一々ひっくり返さなくても分かるんで、私の家ではそういう方法をやっているんで、失礼ですけれどもあまり広くないところではそういうのもできないかも分からないですけれども、そういうような方法もありますし、またあと議員やっております、9月議会で、それでペットボトルが、各市町ごと、塩竈、多賀城、利府、七ヶ浜、松島、別に数量が出ていまして、そういうのも本当は町民の方々に知らせるようなもっと一般質問をして知らせなきゃいけなかったんですけれども、本当に申し訳なく思っております。任期中に1回はやりたいと思いますので、ぜひよろしく願いしたいなと思っております。

最後に、財政のほうなんですけど、町長の施政方針に書いてあるとおりでございますけれども、大きな事業、保健福祉センターの大規模改修事業と都市計画道路根廻・初原線道路整備事業、大体この2つなので、そのほかにも先ほどの議案審議の中でもありましたように、障害者社会保障費のそちらのほうの増大というのが一番大きいんじゃないかなと思っております。

それで、町長の施政方針に書いてあるとおりだと思うんですが、やはり何回も財政のほうで

質問しているように、出るのを少なくして、入るのを増やすというのが基本だと思うんですが、最後に、国や県の動向を注視し、新たな補助制度の創設や制度改正については積極的な情報収集を行い、事業の財源確保に努めてまいります。このとおりだと思うんですが、町長、また決意、もう一つ上の決意をよろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 東部衛生の処理組合のことで申せば、さきに総務課長が答弁した内容がありますけれども、プラスチックごみ、ハンガー等が4月から分別回収になりますので、そういったところでの経費がかかってくるのかな。ただ、それもペットボトルと同じで、返りもございますようですから、東部衛生としてしっかりそれを財源、資源ごみとして、売り払って、その費用がどのぐらいになるかまでは、まだ腹勘定でありますけれども、1市3町に還元するという内容になっておりますので、町としてもしっかり取り組んでいきたいというふうに思います。

それから新年度予算についての総括的なことを考えれば、あと5日で東日本大震災から丸13年が経過しますけれども、やっぱりこれまでのずっと12年間ぐらいのこの予算というのは、東日本大震災で急激に膨らんだ予算になったのではないのかなというふうに思っております。もう松島町とすれば考えられないような予算が毎年議会のほうに提示されて、それを可決される時、復興事業が進んでいったというのが現状であります。大体大方10年をめぐりということで進めてきた関係上、松島町のこの年度年度の当初予算についても、やはり震災復興と同時に右肩上がりで来たのかなというふうに思っております。やっと10年を過ぎて、落ち着くのかなあと思ったところに、今度はコロナという今までにないような感染症が出てきて、それらに対応するための交付金が町に入ってくるようになると、そうすると、それに替わったまた財源が町に入ってくるもんですから、自由に使えるお金は余りないんだけど何か一時的に町の予算額を金額だけ見ると多くなって、豊かに見えると、悪い現象に、今となってはなかったのではないかなと思っておりますが、これが正直言うと、令和6年度までを尾を引くわけでありましてけれども、これで令和6年度、今、皆様方に提示している一般会計の当初予算が、やっとそういったものをコロナの感染症にしても、災害にしても、そういったものから解放されて、今までの身の丈に合った予算に今年から戻ったのではないのかなというふうに思っております。

ただ、復興で返さなくちゃならないお金がありますので、その分についてはちょっと肩の重みがどっしりとなっておりますけれども、いずれにしてもそういったことをしっかりクリア

していかないと駄目でございますので、予算を組むが上に当たっては、担当課長、特に財政の課長等には何回もやり直しをさせて、ここまでここまでということでの財政的なことも考えた予算でしっかり提示していただいた。

ただ、そんな中でもやっぱりやらなくちゃならないことはしっかりやらなくちゃならないので、様々な財源を使うにしても、どんぐりの改修は進めなくちゃなりませんし、それから、上竹谷の集会場にしても何らかの方向で進まなくてはならないし、それから議会から言われているタブレット等についても、これはもう私、言われてから4年もたちますので、いい加減お前、いつまでどうすんだというお話がもう目の前まで来ているかと思えますけれども、甘んじて皆さんがここまで許してくれたんで、令和6年度には、そういったものをきちっと踏まえて、そういった中で予算を組んだということでありませう。

○議長（色川晴夫君） 高橋議員。

○8番（高橋幸彦君） はい、ありがとうございます。

やっぱり松島町の財政を見ると、そんなに私も詳しい訳じゃないですけども、やはり自主財源が少ないので、どうしても硬直化というか、弾力性がないんじゃないかなというのが私、感じておりますんで、町長はじめ職員の皆さん、執行するのに大変だとは思いますが、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと先ほどの東部衛生の質問というか話の中で、ちょっと言い忘れましたが、今年の1月に、横須賀市に、先ほど町長言われたプラスチックの容器の件で、今度多賀城に同じ施設ができるんですが、そこの本社を見に行きましたし、去年は岩手のほうに小型家電の処理施設のほうを見させていただいて、大変やはり勉強になりましたので、先ほども通告しましたが、1問はやりたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひております。

それと、これ質問じゃないんですが、町長はじめ皆さんはご覧にならなかったとは思ひますが、今朝8時15分過ぎ頃からですかね、東日本放送で宮島のカワウの被害の映像があったんです。元の杉原議員さんなんかも質疑も一般質問していましたが、それから渡り鳥なんて今はいないんですけども、松島にいるカワウの数なんてもんじゃないんですよ、何万羽というような状況で、それで宮島の木がもう枯れて、あと崖が崩落しているようなところもありまして、これは大変だなって。それでやっているのというのは、白いテープをドローンで引っ張って行って、木にやって、そこには来ないんですけども、その隣にまたどうせ移りますんで、そういうような対策しかできないんですけども、カワウの被害で、私、一番最初、多分議員になってからぐらいだと思ひますんですけども、琵琶湖の竹生島ですか、

あそこが最初だったんじゃないかなと思っていますよね、あそこもいなくなったんですけども、別に処理というか、駆除したわけじゃないんでしょうけれども、恐らくあっち行き、こっち行きして、今は宮島のほうにあんだけの数がいるんじゃないかなと思っています。あのときも、今もうこの話を今朝、太田課長にもしたんですが、町のほうでも県と一緒にあって魚に対する影響をやっているんですが、それよりも、もう松が、青鰻島ってご存じの方もいるかと思うんですが、松島地区の漁港から真っすぐ出た島なんですけれども、その松はもう全部枯れまして、それで、今度、あそこは毘沙門島かな、あそここのところがすっかり枯れているような状態で、県のほうとやっても、県の力でもどうにもならないように、本当に国の力じゃないと、もうとめられないんじゃないかなと思っています。

幸い当地区の選出の国会議員が環境大臣でございますので、私も会うとき、今月末あたり会うかも分からないので、会ったときには頼んでみたいと思うんですが、町長のほうからもぜひそちらのほうを言っていただきたいなと思っていますのでよろしくお願いします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） カワウの被害については、県のほうにもいろいろ町の事情をお話し申し上げて、島々が松枯れになっているというところまでは、ちょっとそこまでは話をしてなかったんですが、湾内の小魚がほとんどいなくなっているのは鵜のせいだという、ウミウじゃなくてカワウだっという話をさせていただいて、水産のほうの吉田部長さんをはじめ関係者の方々には、お話し申し上げているところではありますので、今のお話について再度また、吉田部長のほうに水産部長のほうにお話し申し上げておきたいというふうに思います。

ただ、熊は伊藤環境大臣が、こういったものに載せますということで、熊は載ったようでありますけれども、鵜もウミネコと同じで、駆除の仕方がないんですよ、駆除の方法が、何か銃みたいなのでドンとやればいいんじゃないかなと思うと、それができない保護になっているので、その辺が宮島でテープを貼って、鳥の目をごまかしているのかどうか私は分かりませんが、それで減るってことはないんだろうと思いますけども、いずれ松島も前にウミネコで大変困ったことがあって、実はあの検討委員会は、まだあるわけありますから、そういったものの中で、今度鵜に置き換えて物事の考え方を進めていければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（色川晴夫君） 高橋議員。

○8番（高橋幸彦君） ありがとうございます。

私も町長と同じことを考えまして、夜にボンと鉄砲なんかでと思ったんですけどもね、な

かなか今言われたように、秋田県で熊を処理したら何で殺したんだという、メールやあれが行ったということで、さっき言われたように、伊藤環境大臣が特定動物ですか、そちらに指定したときも、やはりそういう反対のメールが行ったってという報道がありますので、なかなか大変ですけれども、本当にぜひよろしくお願ひしたいと思います。本当に魚もほとんど見えなくなっているような状態ですので、よろしくお願ひいたします。

これで私の総括を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 高橋幸彦議員の総括が終わりました。

続いて、総括質疑を受けたいと思います。11番小澤陽子議員、登壇の上、質問願ひます。

質問の前に、小澤さん、質問の途中で休憩に入るかも、そういうことで、あらかじめ申しておきますので、よろしくお願ひします。

それでは、質問願ひます。

○11番（小澤陽子君） 11番小澤陽子です。

お聞きしたいことはたくさんあるんですけども、コンパクトにまとめてきました。

まず、施政方針5ページの予算ナビ13ページ、14ページなんですけれども、町民バスのバスロケーションシステムを導入するなど、一番下の行に書いてある件につきまして、まず、町民バスの業務委託方法についてどのような会社を選定しようとしているのか教えてください。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、業者選定につきましては9月議会で債務負担行為を設定をして、12月の中旬、ちょっと日にち忘れちゃったけれども、12月の中旬には契約締結しています。入札そのものについては、一般競争入札でやっていました。業者のほうはもう決まって、打合せもして、4月の1日ですから、もう間もなくあと二、三週間しかありませんので、話をして、4月1日から確実に運行できるような話をしております。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） バスロケーションシステムは業務先に既に導入されているものですか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今回、委託への仕様の中で、バスロケーションシステムを設置してくださいということで入れているんで、ちょっと今、ほかのバスに、その事業者のほかのバスで使っているかどうかというのはちょっと忘れちゃったけれども、今回の仕様で設置してくださいというふうに指示をして導入するということになっています。

- 議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。
- 11番（小澤陽子君） ということは、町で新たに構築するものではないということによろしいですか。
- 議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。
- 総務課長（千葉繁雄君） もう事例はたくさんありまして、ほかの多賀城だとか、七ヶ浜とか、利府で走っているバスでも導入しているもので、既存のシステムというか、ものを入れるということですよ。
- 議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。
- 11番（小澤陽子君） 町民が利用しやすくするための周知方法はどのように考えていますか。
- 議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。
- 総務課長（千葉繁雄君） バス利用者には、バスの中だったりとか、あとホームページだったり、広報誌だったり、そういったところでも周知はしていこうと思っております。
- 議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。
- 11番（小澤陽子君） それはスマホを使ってやるもので合っていますか。
- 議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。
- 総務課長（千葉繁雄君） スマホで、例えばバスの位置だったり、今バスが去年かおとし、社会実験のときに、ちょっと似たようなものがあつたと思うんですけども、やっぱりスマホで確認するというものです。
- 議長（色川晴夫君） 小澤議員。
- 11番（小澤陽子君） 主に高齢者の方で、スマホを常に利用しない方々への利用促進方法をどのように考えていらっしゃいますか。
- 議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。
- 総務課長（千葉繁雄君） スマホ、スマホもパソコンも使わないとなると、ちょっとそれ自体が活用できないということになりますね。
- 議長（色川晴夫君） 櫻井町長。
- 町長（櫻井公一君） スマホの活用については、この間の3月の2日ですか、幡谷で総会ありましたけれども、総会の席の挨拶、祝辞の中で、区長さんから了解を取ったつもりで、町営バスのお話をさせていただいて、できるだけ皆さん、スマホをお持ちの方は使い方をマスターしてほしいと、バスロケーションシステムについても挨拶の中でお話し申し上げております。今週も来週もまた区会とかなんとかからお呼ばれしているところもありますので、そういっ

たところでお話は申し上げますが、現在、企画が窓口になって取り組んでいる高齢者向けのスマホ教室もございますので、後で課長から補足答弁させますが、そういったことで、使用される方々をできるだけ多くの方に利用してもらうように今取り組んでいるところであります。内容等については、企画の課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 佐々木課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 今年も総務省の補助を受けて3つの事業者が、町内におきましてスマホ教室のほうを開催してございます。それでこれまでちょっと延べ数については持ってきてなかったんですけれども、毎回、定員を超えるような形で追加でスマホ教室を開催してございます。今年から新たな取組といたしまして、ちょっとしたワンボックスカーの中で、移動できるような教室ということで、役場と文化観光交流館、さらには品井沼の改善センター前にも車両を配置して、地域の方々に参加していただくような形を今年度から取り組んでおります。冒頭に、8番高橋議員のほうからも、タブレットを使い慣れていないというようなお話もありましたので、ぜひ、そういった方は、今回のこのスマホ教室に参加していただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（色川晴夫君） どうぞ、小澤議員。

○11番（小澤陽子君） そうなんです。うちの娘たちも仙台で、バスで使ってとても便利なので、ただちょっとお年寄りの方にせっかくなので利用していただきたいなと思いましたが、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

次に、施政方針の6ページで、予算ナビの36ページ、6ページのひと・まち・自然ふれあい安らぐまちづくりの中で、森林環境譲与税の自然環境保護について、森林機能回復事業につきまして、現在、松島町の森林は何%あって、その整備状況についてどのようになっているのか、また、これからどのように整備していこうと思うのか町長のお考えをお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 松島町の森林何ぼありますかって言われて、即答できませんけれども、企画で出している小さいハンドブックあるんですけれども、そういったものを議員さん方にたしか行っているかと思うんですが、それを見れば、そこに山が何ぼ、それから田んぼが何ぼということで、みんなヘクタールで書いてあると思います。ただ、私、今数字を覚えていませんけれども、どっちにしても7割近くはもう山ではないのかなというふうに思います。

それから、そういった山の中でも、例えば植林に適しているところ、植林に適していないと

ころ、それから伐採を勝手にできないところ、いろいろありますので、その地域に合った中での使い勝手になるかと思えます。この環境譲与税はどちらかというと、山が荒廃しないよ
うにということでの大義名分がございますので、そういったものをうまく使って、森林の何
ていうんですかね、見て、きれいだなと思われるのは、下にいろんな小枝、雑草等が覆って
る山は荒れているというふうに思われますので、そういったところの整備を少しずつ私有地
にはなかなかできませんけれども、町営のほうの町で管理する山林等々からやっていければ
というふうに思えます。ただ、どのぐらいのスピードでどうやるのっていうのは、これ環境
譲与税の配当のお金にもよりますので、一概には今答弁できないということでありませ

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） 子供たちの未来に自然豊かな松島を残していけたらうれしいので、ど
うぞよろしく願いいたします。

次に、7ページの上から2行目、防災指導員の育成につきまして、防災関係の資格を含めて、
職員、町民の育成をするのか教えてください。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 防災指導員については、危機管理監のほうから答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 防災指導員の育成ということで、こちらの資格、宮城県の震災対
策推進条例というのがありまして、それに基づいて宮城県が独自で認定する防災指導員の制
度となっております。平成21年度、震災の前からこちらのほうは制度化されておきまして、
松島町においては、例えば区長さんとか、自主防災組織のリーダーの方を対象として講習
等々を行っておきまして、昨年末、令和5年12月時点で201名の方が防災指導員という形で認
定を受けております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） それは何でしょう、具体的に、S議員さんが持っていた資格と同じとい
うか、年に1回か2回募集があつて、8万円くらいで職員の方が持っているのはまた別の
資格でよろしいですか。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 今、松島町の職員向け、特に防災担当なんですけれども、防災士
という資格でNPO法人の防災士協会のほうで認定する資格なんですけれども、そちらのほ

うとはまた別に宮城県が希望する自治体、手挙げ方式で、年間、年に五、六か所なんですけれども、例えば松島町が手を挙げればそこを会場として、松島町で宮城県の防災指導員の講習を受けてくださいということで受けて、それで認定される制度なので、今職員が持っている防災士とはまた違う制度になります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） その研修というのは1日で終わるものというか。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） こちらの防災指導員の養成講習のパンフレット等々を見ますと、講習時間が午前9時から午後5時までとなっております、1日で終わると、こちらのほうで資格を得て、その後、何年後か後かとは思いますが、フォローアップ講座というもの用意しております、そちらはもうちょっと詳細なお勉強をするという仕組みになっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） すみません、何か費用の自己負担はありますか。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） こちらもパンフレットにある金額なんですけれども、受講費用ということで、1人1,000円の金額となっております。ただ、ちょっと詳しくまだ私も見てはなかったんですけれども、例えば、町主催で行政区長さんとか、自主防災組織の方を対象とした場合は、恐らく費用負担がなかったかと思うんですけれども、ちょっとそこは調べさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） その資格を取られた方のその後どのような活動というか、活躍というかなっていますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 200名弱の皆さんを把握しているわけではないんですけれども、例えば自主防災訓練のときに、そういった指導員資格を持った方が、黄色い腕章を配布されるんですけれども、それを巻いて、その訓練の例えばリーダー役とか、講師役となって活躍している場面は幾度となく見させていただいておりますので、地域の訓練とかそういう行事

のほうでその資格を生かして活動しているという状況と把握しております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） それでは、町の防災訓練とかでは特に関係がないって言ったらおかしいんですけども、地域で生かしていただくという形でよろしかったですか。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 町の防災訓練に際しては、特別この方々の枠というのは設けておりませんが、そういった地域の訓練とか、そういったところで活躍しているという状況です。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） 承知いたしました。

最後に、12ページなんですけれども、12ページの上から1、2、3、4行目に、松島湾アマモ再生プロジェクトなんですけれども、環境保全に関する活動として、とても素晴らしい取組だと思えます。年々PRにより参加人数も増えているようですが、藻場の増減は町で把握しておりますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これアマモ再生プロジェクト、松島湾内で震災以降、アマモがなくなったということで、小魚が育つ環境がなくなってしまったと、そのタイトルだけ見れば、揺り籠を作らなくちゃならないということで、アマモをもう一度再生しようということで取り組んでいる内容でありまして、それに町も参加していると。これは塩釜商工会議所会頭のこの間、桑原さんとお会いしましたが、桑原さんたちが先頭を切って、音頭を取ってやっていただいで、松島の湾ダーランドの中で今度見直すかもしれませんけれども、これまでは福浦橋の上から砂だんごか何かでアマモの種をまいたり、そういったことで活動をやっておりますので、今どれだけ効果あるのかというと、目に見えてこのアマモがどンドンどんどん育ってくれば、これにこしたことはないんですけども、そうできないのがこのアマモの難しさで、なかなか目に見えてきてこない、福浦島のごく一部にも出てきているという話は聞いておりますが、少しでも昔のような豊かな海になりますように、それからノーカーボンにも寄与することなので、こういったことが盛んに活動していただければいいのかなというふうには思います。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） こちらのプロジェクトで、町で手伝っている部分とやっていただいている部分を教えてください。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 先ほど町長のほうからアマモの砂だんごの福浦橋から投下するというふうなお話を受けたんですけれども、福浦橋のほうで開催しているものですから、場所の提供とか、いろいろな準備とかをお手伝いしているというような形を取っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） そうすると、砂だんごを作ったりとか、種を取ったりとかいう作業はやっていただいているみたいな形でよろしかったですか。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 事前にNPOさんのほうで、ある程度準備してくるんですけれども、足りなくなった場合に、何ていうんですかね、砂詰めで作る道具なんかも持ってくるんで、足りなくなったら、その補充をするという形ではお手伝いはしております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） はい、分かりました。

町長のお考えとしては、これからも続けていきたいというお考えでよろしいのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 今後とも続けていきますかということでございます。町長。

○町長（櫻井公一君） 町は、NPOさんがやっているアマモプロジェクトに何らかの形で参加をしながら応援していきたいと、こういうスタンスであります。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） 分かりました。私も興味があって参加してみたら、町ではなくて、セブンイレブン財団さんの種取りに間違っただけで参加してしまったんですけれども、種取りから準備からすごく大変で、その後、ごみ拾いも桂島のさせていただいて、プラスチックごみやそれからまめ管と呼ばれるその漁業で出るプラスチックのごみも、拾って漁業者の方にお返しさせていただきました。とてもいい事業だと思いますので、これからもどうぞ続けていけたらうれしいです。

以上、私からの質問でした。ありがとうございます。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員の総括質疑終了いたします。

時間も4時を過ぎております。

ここでお諮りしたいと思います。令和6年度各種会計予算に関する総括質疑継続中ではございますが、本日の会議は以上をもって閉じたいと思います。明日7日に延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

以上をもって本日の会議を閉じ、延会といたします。

再開は、明日3月7日午前10時です。ご苦労さまでした。

午後4時17分 散 会

上記会議の経過は、事務局長千葉浩司が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和6年3月6日

議 長

署名議員

署名議員